2021年度積立組合用

重要・要保存

【マンションすまいる債】のしおり

(積立手帳別冊)



込 読

このしおりは、「マンションすまい・る債」についての重要な事項をお知らせするものですので、債券の購入を行う前に必ずご覧ください。申込みに当たっては、このしおりの内容及び申込証記載事項を承認の上、申込証の代表者署名欄に代表者の方(理事長等)が自署してください。

また、債券の満期を迎えるまで又は債券の買入請求(中途換金の申出)の手続を終えるまで、「積立手帳」及び「届出印の登録及び元利金自動振込依頼書」などとともにこのしおりを大切に保管し、代表者の方が交代する際は必ず引継ぎを行ってください。

「マンションすまい・る債」とは、独立行政法人住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号) に基づき発行する住宅金融支援機構債券(マンション債券)の愛称です。



マンションすまい・る債 購入のしくみ

1 債券の購入

原則として、マンション全体の1年当たりの修繕積立金額に、前年度決算における修繕積立金会計の残高(定期的に積み立てた修繕積立金の残高や修繕積立基金の残高など修繕積立金会計の各科目の残高の合計額から借入金を除いた額をいいます。)を加えた金額の範囲内で独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)が発行する債券(利付10年債)を購入することができます。

なお、購入された債券は、必ず機構が無料で保護預り(債券の保管)をさせていただきます。

【利付10年債とは?】

一般的に利付債とは、定期的に利息が支払われ、満期が到来すると元本を返済すること を約束した確定利付きの有価証券です。利息の支払方法や満期までの年数などに応じて 様々な種類のものが発行されています。

利付10年債とは、満期までの期間が10年の利付債をいいます。

【保護預りとは?】

保護預りとは、購入した債券が盗難・火災・紛失などの事故に遭い、財産の保全に支障を来すことのないように、管理組合に代わって機構が債券を保管する制度です。

※債券は譲渡又は質入れすることはできません。

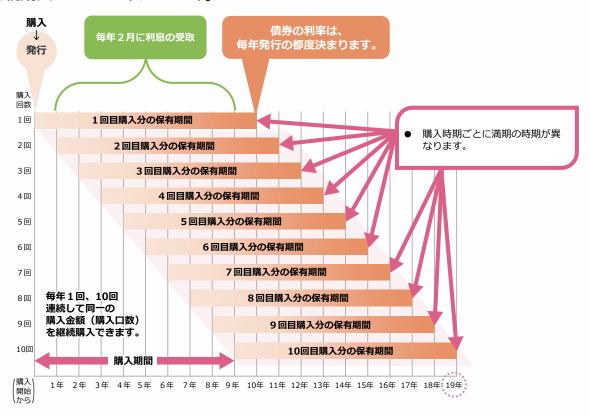
2 継続購入

同じ金額(同じ□数)で、1回以上最大10回(毎年1回)続けて購入することができます。続けて購入することを「継続購入」といいます。

途中で1回当たりの購入金額(購入口数)を変更すること及び複数回分(複数年分)をまとめて購入することはできません。

継続購入を中断され、その後再開する場合や購入金額(購入口数)を変更される場合は、再度、新たに応募を行った上で、購入する必要があります。

【継続購入のしくみ(イメージ)】



3 1回当たりの購入金額(購入口数)

債券の単位(発行単位)は1□50万円です。

1回当たりの購入金額(購入口数)は積立組合(※)にお渡しした積立手帳に記載されている金額(口数)となります(この金額は積立組合が本制度への応募の際に指定された金額です。)。

※マンションすまい・る債を購入した管理組合のことをいいます。以下同じです。

〈参考〉購入金額(購入口数)の変更・継続購入の中止

購入金額(購入口数)の変更

途中で1回当たりの購入金額(購入□数)を変更すること及び複数回分(複数年分)をまとめて 購入することはできません。

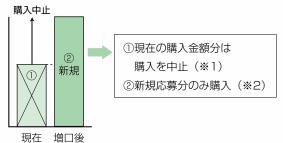
継続購入を中断され、その後再開する場合や購入金額(購入口数)を変更される場合は、再度、新たに応募を行った上で、購入する必要があります。

【ご注意】

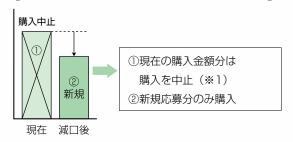
- ・新たに応募する分について、募集口数の上限に達する見込みとなった場合は、応募受付終了日を前倒しする可能性があります(※この場合、前倒しした応募受付終了日までに応募された方については、募集口数を超えても応募を受け付けます。)。あらかじめご了承ください。
- ・今後、債券の購入ができるマンション管理組合の要件等が変更となる場合があります。 この場合、新たに応募する分について、応募要件に適合していないためご応募いただけ ない可能性があります。あらかじめご了承ください。

〈例〉

【購入金額(購入口数)を増やす場合】



【購入金額(購入口数)を減らす場合】



- ※1 積立用書類は①及び②のそれぞれについて送付されますが、①についての積立用書類は破棄してください。
- ※2 購入金額(購入口数)を増やす場合、②新規の購入額は、原則として、マンション全体の1年当たりの修繕積立金額に、前年度決算における修繕積立金会計の残高(定期的に積み立てた修繕積立金の残高や修繕積立基金の残高など修繕積立金会計の各科目の残高の合計額から借入金を除いた額をいいます。)を加えた金額の範囲内となります。

継続購入の中止

- ・特別な手続は不要です。<u>継続購入を中止される場合は、機構から送付された積立用書類(振込依頼書、申込証等)は、破棄してください(継続購入を中断すると翌年以降、積立用書類は送付されません。)。</u>
- ・これまでに購入した債券については、修繕工事のために中途換金を行うことも、満期まで保 有することもできます。

目 次

第1章	适 各種手続⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯ ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	6
0	積立手続······	
2	債券の利息の受取	
3	債券の中途換金(買入請求)	17
4	残高証明書	22
5	債券の満期償還	22
6	積立組合のご負担となる費用	24
0	変更手続	25
8	書類の送付先について	
9	債券の安全性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
10	こんなときには・・・?	
1	マンションすまい・る債 積立制度 手続規定	
P	購入の特典・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
B	マンション共用部分リフォーム融資のご案内	44
第2章	************************************	47
1	初回の購入を行う時	
	(1)「保護預り申込書兼告知書」	47
	(2)- 1 「届出印の登録及び元利金自動振込依頼書」(印字内容に変更がない場合)	49
	(2) - 1 「届出印の登録及び元利金自動振込依頼書」(印字内容に変更がない場合) (2) - 2 「届出印の登録及び元利金自動振込依頼書」(印字内容に変更がある場合)	49 51
	(2) - 1 「届出印の登録及び元利金自動振込依頼書」(印字内容に変更がない場合) (2) - 2 「届出印の登録及び元利金自動振込依頼書」(印字内容に変更がある場合) (3) 「申込証」	
0	(2) - 1 「届出印の登録及び元利金自動振込依頼書」(印字内容に変更がない場合) (2) - 2 「届出印の登録及び元利金自動振込依頼書」(印字内容に変更がある場合) (3) 「申込証」 (4) 「振込依頼書」	49 51
2	(2) - 1 「届出印の登録及び元利金自動振込依頼書」(印字内容に変更がない場合) (2) - 2 「届出印の登録及び元利金自動振込依頼書」(印字内容に変更がある場合) (3) 「申込証」 (4) 「振込依頼書」 2回目以降の購入を行う時	49 51 53
2	(2) — 1 「届出印の登録及び元利金自動振込依頼書」(印字内容に変更がない場合) (2) — 2 「届出印の登録及び元利金自動振込依頼書」(印字内容に変更がある場合) (3) 「申込証」 (4) 「振込依頼書」 2回目以降の購入を行う時 (1) 「申込証」	
	(2) - 1 「届出印の登録及び元利金自動振込依頼書」(印字内容に変更がない場合) (2) - 2 「届出印の登録及び元利金自動振込依頼書」(印字内容に変更がある場合) (3) 「申込証」 (4) 「振込依頼書」 2回目以降の購入を行う時 (1) 「申込証」 (2) 「振込依頼書」	
2	(2) - 1 「届出印の登録及び元利金自動振込依頼書」(印字内容に変更がない場合) (2) - 2 「届出印の登録及び元利金自動振込依頼書」(印字内容に変更がある場合) (3) 「申込証」 (4) 「振込依頼書」 2 回目以降の購入を行う時 (1) 「申込証」 (2) 「振込依頼書」 変更手続時	
	(2) - 1 「届出印の登録及び元利金自動振込依頼書」(印字内容に変更がない場合) (2) - 2 「届出印の登録及び元利金自動振込依頼書」(印字内容に変更がある場合) (3) 「申込証」 (4) 「振込依頼書」 2回目以降の購入を行う時 (1) 「申込証」 (2) 「振込依頼書」	
	(2) - 1 「届出印の登録及び元利金自動振込依頼書」(印字内容に変更がない場合) (2) - 2 「届出印の登録及び元利金自動振込依頼書」(印字内容に変更がある場合) (3) 「申込証」 (4) 「振込依頼書」 2 回目以降の購入を行う時 (1) 「申込証」 (2) 「振込依頼書」 変更手続時	

このしおりでは、機構からお送りする書類の名称から「マンションすまい・る債」を省略して記載しております。

※このしおりは2021年11月現在における情報に基づいて作成しております。

プライバシーポリシー(個人情報保護方針)

機構は、高度情報通信社会における個人情報の保護及び適切な管理の重要性を深く認識し、保有する個人情報を適切に取り扱うこととし、個人情報の保護に関する法令その他の諸規範を遵守するとともに、プライバシーポリシーに従い、個人の権利利益の保護のために誠実かつ積極的に取り組みます。

機構のプライバシーポリシーについて、詳しくはホームページ (https://www.jhf.go.jp/privacy/policy.html) をご覧ください。

反社会的勢力と関係がある管理組合はこの制度を利用できません。

購入開始後に、反社会的勢力と関係があることが判明した場合、機構は積立組合に対して継続購入をお断りし、既に購入いただいた債券については、積立組合の承諾を得ることなく、中途償還します(☞ P41参照)。

本人確認に関するお願い

マンションすまい・る債のご利用に当たっては、以下の際に積立組合の代表者の方の氏名・住所・生年月日の記載された公的機関の発行した証明書類等によりご本人であることを確認させていただきます。これらの書類は、所得税法等の定めに基づきご提出いただく必要がありますので、ご理解の上、ご協力くださいますようお願いします。

- ・初回の積立手続(2021年度の積立用書類返送期間は、2021年11月22日~12月24日)を行う場合
- ・積立組合から届け出ていただいている代表者の方に変更が生じた場合
- ※上記の取引以外にもご本人の確認をさせていただくことがありますので、ご協力ください。
- ※本人確認ができない場合は、各種お取引のご請求をお受けできませんので、ご了承ください。
- ※本人確認のためご提出いただいた代表者の方の氏名・住所・生年月日が記載された次のいずれか1つの書類は、機構が定める期間保管し、ご返却には応じかねますので、ご了承ください。
 - ・運転免許証のコピー (表裏両面)

- ・2012年4月1日以後に交付された運転経歴証明書のコピー(表裏両面)
- ・健康保険証のコピー(住所の記載があるもの)
- ・印鑑証明書(発行後3か月以内の原本)
- ・住民票(発行後3か月以内の原本)
- ・住民基本台帳カードのコピー(表裏両面)
- ・2020年2月3日までに申請されたパスポートのコピー(顔写真のページ及び所持人記入欄(住所等記入済)のページ)
- ・マイナンバーカードのコピー (表面のみ)
- ※本人確認を含め、機構の求めに応じた手続及び書類の提出がなされない場合、購入の資格を失います。

法人番号提供に関するお願い

2016年1月の「マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)」開始に伴い、マンション管理組合が法人登記を行っている場合又は収益事業開始届出若しくは給与支払事務所等の開設届出を行っている等の場合、法人番号が指定されることになりました。また、所得税法等に基づきご提出いただく「保護預り申込書兼告知書」の告知事項に法人番号が追加されました。

法人番号の指定を受けている積立組合におかれましては、「保護預り申込書兼告知書」の法人番号の有無欄の「有」に○を記入した上で、法人番号をご記入いただきますようお願いします。また、告知に当たっては、法人番号確認書類(法人番号指定通知書のコピー又はインターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」で検索した結果を印刷したもの(6か月以内に印刷したもの))を併せてご提出いただく必要があります。ご理解の上、ご協力いただきますようお願いします。

なお、法人番号の指定を受けていない積立組合は、「保護預り申込書兼告知書」の法人番号の有無欄の「無」 に○を記入してください(法人番号欄の記入は不要です。)。

また、マンションすまい・る債を保有している間に法人番号の指定を受けた場合は、機構に法人番号をご提供いただく必要がありますので、機構住宅債券事務センター(03-5800-9479)まで速やかにご連絡ください。

第1章 各種手続

1 積立手続

1 積立用書類到着後の流れ

積立組合の手続

●積立用書類のご返送(11/22~12/24)※返送先は事務受託銀行(みずほ銀行)となります。



●積立金の振込み(11/22~2/3)

•

毎年

- ●購入(年1回 11月~2月頃、最高10回)
- ●利息のお受取(年1回 2月)



修繕工事を実施する場合

- ●債券の中途換金の申出(買入請求) ※初回の購入から1年経過以後
- ●マンション共用部分リフォーム融資のご利用



初回の購入から10年後(以降、毎年各購入から10年後) 満期償還金のお受取(2月)

機構の手続

積立用書類の送付



債券の発行(2/21)

毎年



- ●積立用書類 (2回目以降) の送付 (年1回 11月頃、最高10回)
- ●残高証明書の送付(年1回 ご希望の月)
- ●利払通知書の送付(年1回 1月頃)
- ●発行通知書の送付(年1回 3月頃)
- ●マンション管理情報誌の送付(年2回)



初回の購入から10年後(以降、毎年各購入から10年後)

満期償還金支払通知書の送付(1月頃)

2 購入のスケジュール

2021年度応募の購入のスケジュールは、以下のとおりです。

購入回数	積立用書類の送付 (機構→積立組合)	積立用書類の返送(積立組合→ みずほ銀行)	積立金の振込み (積立組合)	債券の発行 (機構)
第1回	2021年11月19日頃	2021年11月22日 ~12月24日	2021年11月22日 ~2022年2月3日	2022年 2 月21日
第2回から 第10回	2030年まで 毎年11月中旬頃(予定)	2030年まで 毎年11月中旬 ~12月下旬 (予定)	2030年まで 毎年11月中旬 〜翌年2月上旬(予定)	2031年まで 毎年 2 月20日(予定)

- ※購入を行わなかった場合は、それ以降の購入の権利を失います(既に購入を行った債券は有効です。)。
- ※上記の債券の発行日が銀行休業日に当たる場合は、翌営業日に債券発行を行います。
- ※第2回以降の購入のスケジュールは、変更となる場合があります。

【ご注意】

購入に当たっては、機構が定めた各手続の期間内に所定の手続(①積立用書類の返送+2)積立金の振込み)が完了しない場合、その積立手帳に係る購入の権利を失います(他の積立手帳に係る購入の権利や新たな応募には支障はありません。)。

必ず ① 積立用書類の返送→ ② 積立金の振込み の順で手続をお願いします。

- ① 積立用書類返送期間内に有効な積立用書類の返送がない積立金の振込みに対しては、 債券発行を行わず、積立組合へお知らせすることなく返金させていただきます。 なお、返金に係る振込手数料は積立組合の負担となり、振込手数料を控除して返金し ますのでご了承ください。
- ② 積立用書類返送期間内に有効な積立用書類の返送があっても、積立金振込期間を経過した後の積立金の振込みはお受けできません。この場合、積立組合へお知らせすることなく、債券発行は行いません。

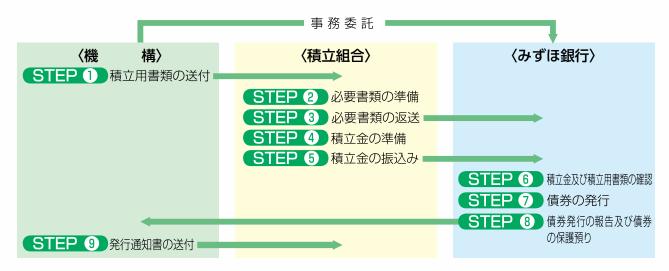
積立用書類の送付において、書類が1つでも不足した場合、債券の購入ができなくなる ことがありますので、ご注意ください。

なお、書類の到着確認に関するお問合せには応じかねます。期限には余裕をもってご送付くださいますようお願いします。

※積立手続は全て機構が指定する事務受託銀行であるみずほ銀行を通じて行っていただきます。

なお、手続は全て郵送及び振込みにより行うことになります(機構及びみずほ銀行の 窓口では手続はできません。)。

3 購入の手順と必要書類



STEP ① 積立用書類の送付

購入のスケジュール (☞ P 7 参照) に基づき、積立用書類を機構から積立組合の代表者の方(理事長等) 又は積立組合が別途指定した管理会社に送らせていただきます。

第2回以降の購入については、積立用書類を毎年11月中旬頃(予定)に送らせていただきます。 積立用書類は、積立申込書(第1回の購入に当たりご応募いただいた申込書)にご記入いただ いた購入予定回数にかかわらず、前年度に購入を行った積立組合に送付します。**購入を継続しな** い場合、特別な手続は不要です。送付された積立用書類は破棄していただいて結構です。

なお、購入を中断すると翌年以降、積立用書類は送付されません。

機構から積立用書類を送る際は簡易書留郵便により送らせていただきます。

第1回の購入の際に機構からお届けする書類

※応募受付期間に「積立申込書」において管理会社を送付先に指定いただいた場合は、初回積立 用書類はご指定の管理会社に送付されます。同封されている積立手帳と本冊子(しおり)は代 表者の方に引継ぎを行う等により大切に保管してください。

書類の名称	書類の内容
積立手続のご案内(概要)	積立手続のスケジュールや必要書類などの手続の概要が記載された書面
主な発行条件のお知らせ	今回購入する債券の発行条件(利率など)が記載された書面
保護預り申込書兼 告知書	購入した債券を機構が保護預りさせていただくために必要な書類(FP47、48参照)
届出印の登録及び 元利金自動振込依頼書	購入に関する手続全般で使用する届出印を指定していただくため並びに利息、中途換金の代金及び満期償還金を今後お受取になる際の金融機関の口座を指定していただくための書類。応募をされてから現在までに代表者等に変更があった場合は、この書類で変更の届出をしてください。(☞ P49~52参照)
申込証	機構が指定する債券の発行条件(利率など)に同意して積立金を払い込むことが記載された書類で、債券発行の申込みに必要なもの(☞ P53、54参照)
振込依頼書 (振込金受領書付き)	積立金を振り込んでいただくための書類 (☞ P55、56参照)。 <u>振込み後の</u> 振込金受領書は、証拠書類として大切に保管してください。

返送用封筒	積立手続に必要な書類を積立組合からみずほ銀行にご返送いただく際に使 用する封筒
記載事項保護シール (返送用封筒用)	返送用封筒の [積立手続についての連絡先] 欄に貼付するシール
積立手帳	【重要・要保存】購入ができる管理組合であることを証する書面。 <u>代表者の方が交代する際には、必ずこのしおりなどと一緒に引継ぎを行ってください。</u>
マンションすまい・る債のしおり(積立手帳別冊)	【重要・要保存】本冊子。 <u>代表者の方が交代する際には、必ずこのしおりの引継ぎを行ってください。</u>
積立関係書類保管用ファイル	積立手帳など積立組合のお手元で管理していただく書類を保管するための ファイル
登録内容の変更届出書	今後の変更手続において使用する書式 (☞ P61、62参照) 今回の積立手続においては返送不要です。積立開始後、必要に応じてご利 用ください。

第2回以降の購入の際に機構からお届けする書類

書類の名称	書類の内容
2回目以降の購入を行うお客さまへ	積立手続のスケジュールや書類の記入方法などが記載された書面
主な発行条件のお知らせ	今回購入する債券の発行条件(利率など)が記載された書面
申込証	機構が指定する債券の発行条件(利率など)に同意して積立金を払い込むことが記載された書類で、債券発行の申込みに必要なもの(☞ P57、58参照)
振込依頼書 (振込金受領書付き)	積立金を振り込んでいただくための書類 (☞ P59、60参照)。振込み後の振込金受領書は、証拠書類として大切に保管してください。
返送用封筒	申込証をみずほ銀行にご返送いただく際に使用する封筒
記載事項保護シール (返送用封筒用)	返送用封筒の [積立手続についての連絡先] 欄に貼付するシール
登録内容の変更届出書	今後の変更手続において使用する書式 (☞ P61、62参照)
送付先指定(変更・中止) 依頼書	機構等からの書類の送付先をご担当の管理会社に変更等する手続において 使用する書式
送付先指定 (変更・中止) 依頼書返送用封筒	送付先指定(変更・中止)依頼書を機構住宅債券事務センターにご返送いただく際に使用する封筒
送付先指定(変更・中止) 依頼書記載事項保護シール	送付先指定(変更・中止)依頼書返送用封筒の [ご連絡先] 欄に貼付する シール

【ご注意】

- ・2回目以降に送付する書類の種類・名称・内容は一部変更することがありますのでご了承ください。
- ・書類への記入に当たっては、消せるボールペンを使用しないでください。
- ・機構から送らせていただいた書類を紛失された場合は、機構住宅債券事務センターまでご連絡ください。

機構住宅債券事務センター 03-5800-9479 (通話料金がかかります。) 営業時間 9:00~17:00 (土日、祝日、年末年始は休業)

STEP ②・③ 必要書類の準備・返送

積立用書類が届きましたら、必要書類の準備をしていただき、積立用書類返送期間内(第1回 の購入は2021年11月22日~12月24日、第2回以降の購入は毎年11月中旬~12月下旬(予定)) に、返送用封筒に必要書類を封入し、みずほ銀行にご郵送ください。

各書類のご記入方法や注意点は、47ページ以降の「ご使用いただく書類の記入例」を参照して ください。

第1回の購入の際に準備・返送いただく書類

法人登記していない積立組合の場合

- ①保護預り申込書兼告知書
- ②届出印の登録及び元利金自動振込依頼書
- ③申込証
- ④代表者の方の氏名・住所・生年月日が記載された下記いずれか1つの書類
 - ・運転免許証のコピー(表裏両面)
- 2012年4月1日以後に交付された運転経歴証明書のコピー(表裏両面)
- ・健康保険証のコピー(住所の記載があるもの) ・印鑑証明書(発行後3か月以内の原本)
- ・住民票(発行後3か月以内の原本)・住民基本台帳カードのコピー(表裏両面)
- ・2020年2月3日までに申請されたパスポートのコピー(顔写真のページ及び所持人記入欄(住所等記入済)のページ)
- ・マイナンバーカードのコピー (表面のみ)
- ※①から③までの書類につきましては、機構から送らせていただいている書類に必要事項 を記入してください(消せるボールペンは使用しないでください。)。
- ※④の書類につきましては、個人情報保護の観点により、本籍地を黒塗りしたもの又は本 籍地の記載を省略したものをご準備ください(本籍地を黒塗りすることにより住所地が 確認できなくなる場合は、黒塗りにしないようお願いします。)。また、健康保険証のコ ピーをご提出いただく場合は、保険者番号・被保険者記号・被保険者番号・二次元コー ドを黒塗りしたものをご準備ください。

なお、この書類は、所得税法等の定めに基づき、積立組合の代表者の方にご提出いただ くものです。

法人登記している積立組合の場合

- ①保護預り申込書兼告知書
- ②届出印の登録及び元利金自動振込依頼書
- ④積立組合法人の印鑑証明書(発行後3か月以内の原本)
- ※①から③までの書類につきましては、機構から送らせていただいている書類に必要事項 を記入してください(消せるボールペンは使用しないでください。)。
- ※④の書類は、届出印が積立組合法人の印鑑登録のある印であることを確認するためのも のです。
- ※代表者の方の氏名・住所・生年月日を確認するため、「法人登記していない積立組合の場 合しに記載した、代表者の方の書類の提出をお願いする場合があります。

法人番号の指定を受けている積立組合

- 上記の書類に加え、法人番号確認書類(☞ P5参照)として次のいずれか1つの書類
- ・法人番号指定通知書のコピー
- ・「国税庁法人番号公表サイト」検索結果(6か月以内に印刷したもの)

【登録内容に変更がある場合のご注意】

応募受付後にお送りしている「受付及び登録内容のお知らせ(積立手帳別紙)」ハガキの登録内容に変更がある場合は、以下のとおり修正してください。

- ・②の「届出印の登録及び元利金自動振込依頼書」の右側「変更欄」に登録内容をご記入ください (☞ P51、52参照)。
- ・代表者の変更の場合は、①から④までの書類に併せて、代表権等確認書類(☞ P29参照)をご送付ください。

【積立用書類のご返送に当たってのご注意】

- ・郵送料は積立組合の負担となります。
 - なお、ご返送に当たっては簡易書留郵便など配達状況が確認できる方法により確実にご返送いただくことをお勧めします。
- ・書類の到着確認に関するお問合せには応じかねます。期限に余裕をもってご送付いただきますようお願いします。
- ・ご返送いただいた書類は原則としてご返却できませんのでご了承ください。
- ・ご返送いただく書類について、控えとして必要な場合はコピーをとり、積立手帳とともに保管してください。

【届出印についてのご注意】

届出印は、今後の積立手続(債券の中途換金の申出(買入請求)や代表者の方の変更などの各種 届出等)において使用する印で、みずほ銀行が積立組合からの真正な申出であるか否かを確認する ためにお届けいただくものです。

なお、届出印は、原則として代表者の方個人の印ではなく、次の印となります。

(法人登記していない積立組合)積立組合の印(理事長印等)

(法人登記している積立組合) 法人の印鑑登録のある印

【元利金自動振込先口座についてのご注意】

ご指定いただく□座は、修繕積立金の管理のための□座で、次の条件を全て満たすものとしてください。

- ・積立組合自身の預金□座で、かつ、□座名義が管理規約に定められた積立組合の名称と同一であるもの
- ・普通預金又は当座預金(定期預金、金銭信託等はご指定いただけません。)
- ・銀行のほか、信用金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫、ゆうちょ銀行等の 国内店舗の口座(証券会社及び保険会社の口座はご指定いただけません。)

<u>この条件に該当する□座がない場合は、積立手続時までに□座の開設をしていただくこととなります。</u>

第2回以降の購入の際に返送いただく書類

機構から送らせていただく次の積立用書類に必要事項をご記入の上、ご返送ください。

- 申込証
- ※代表者の方の変更など積立組合から届出いただいている内容に変更が生じた場合は、このほかにも必要な書類があります (☞ P25~32参照)。

STEP 4・5 積立金の準備・振込み

積立用書類と同封の「積立手続のご案内」記載の積立金の振込期間内に、みずほ銀行に設置する指定口座へ積立金をお振り込みください。

なお、お振込みいただいた積立金(申込証拠金)には、債券の発行日までの利息は付きません。

【振込みの手続に関するご注意】

- ・積立金の振込みに際しては、機構から送らせていただく「振込依頼書」を必ず使用してください。
- ・事務処理上の都合により、本債券の積立金の振込みについては金融機関(※)の窓口のみの取扱いとさせていただきます (ATM 及び口座振替を利用した振込みはできません。)。
 - ※銀行のほか、信用金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫等の国内店舗に限ります (ゆうちょ銀行は、ご利用できません。)。
- ・振込手数料は積立組合の負担となります。
- ・お振込みいただいた積立金(申込証拠金)について、振込みに関する証明書及び債券の発行日までの残高に関する証明書は発行しません。積立金の振込みを行った後は、「振込金受領書」(振込 依頼書の右紙片)を振込みの証拠書類として積立組合で大切に保管してください。

STEP 6 積立金及び積立用書類の確認

積立組合から振り込まれた積立金及びご返送された必要書類に基づき、みずほ銀行が債券の購入金額や書類の内容の確認を行います。<u>必要書類が不足するなどの場合は、みずほ銀行から積立</u>組合に連絡をさせていただきます。

STEP 7 債券の発行

購入の必要書類及び積立金がととのいましたら、所定の債券発行日に債券を発行します。

STEP 8・9 債券発行の報告・債券の保護預り・「発行通知書」の送付

機構はみずほ銀行から債券を発行した旨の報告を受けます。発行した債券は、機構からの再委託によりみずほ銀行で保護預りします。

その後、手続が完了し債券を発行した旨を記載したハガキ(「**債券発行のご案内**」(発行通知書))を機構から積立組合の代表者の方(理事長等)又は積立組合が別途指定した管理会社宛てにお送りします(3月中旬予定)ので、大切に保管してください。

発行通知書を万一紛失された場合には、再発行の申請が必要になります。詳しくは、「⑩こんなときには…?」(☞ P36参照)の「債券発行のご案内(発行通知書)を紛失した」をご覧ください。

債券の利息の受取

1 利息の受取のスケジュール

満期まで毎年1回定期的にご指定いただいた口座に、債券の利息をお振込みします。

購入回数	債券の発行日	利息の受取日
第1回	第1回 2022年2月21日 2023年から2032年までの毎年2 (計10回)	
第2回から第10回	2031年まで毎年2月20日(予定)	各債券発行後10年間毎年2月20日 (各債券10回ずつ)(予定)

【ご注意】

- ・上記のスケジュールは2021年度応募の購入のものです。
- ・上記の債券の発行日が銀行休業日に当たる場合は、債券の発行日はその翌営業日になり ます。
- ・上記の利息の受取日が銀行休業日に当たる場合は、利息の受取日はその前営業日になります。
- ・第2回以降の債券の発行スケジュールは変更となる場合があり、これに伴い利息の受取日も変更となることがあります。

2 債券の利率・毎年の受取利息額・課税

第1回購入(今年度発行債券)の満期までの単年利率(毎年の利率)と1口(50万円)当たりの受取利息額は以下のとおりです。

なお、債券の利息は源泉分離課税の適用となり、所得税及び復興特別所得税の合計15.315% (2021年11月現在の税率) 相当額を差し引いてお支払いします (満期日後の利息は付きません。)。

【2021年度発行債券】

経過年数	単年利率 (毎年の利率)	毎年の受取利息額 (税引前) A				所得税及び 復興特別所得税 (15.315%) B	毎年の 受取利息額 (税引き後) A - B	
1年目	0.010%	50万円	×	0.010%	=	50円	7円	43円
2年目	0.034%	50万円	×	0.034%	=	170円	26円	144円
3年目	0.058%	50万円	×	0.058%	=	290円	44円	246円
4年目	0.082%	50万円	×	0.082%	=	410円	62円	348円
5年目	0.106%	50万円	×	0.106%	=	530円	81円	449円
6年目	0.130%	50万円	×	0.130%	=	650円	99円	551円
7年目	0.154%	50万円	×	0.154%	=	770円	117円	653円
8年目	0.186%	50万円	×	0.186%	=	930円	142円	788円
9年目	0.203%	50万円	×	0.203%	=	1,015円	155円	860円
10年目	0.237%	50万円	×	0.237%	=	1,185円	181円	1,004円

[※]今後の税率等は、変更される可能性があります。詳しくは、最寄りの税務署等にお問合せください。

受取利息額の案内

毎年、1月中旬頃に、機構から受取利息額等を記載した利息の支払に関する事前案内を代表者の方(理事長等)又は積立組合が別途指定した管理会社へ送付します。

第2回以降の利率・受取利息額等

受取利息額を算出するために機構が設定する年平均利率は、市場金利の水準等を勘案して決 定します。

購入した債券がいったん発行されれば、その債券に関する満期までの利率や受取利息額は確定しますが、第2回以降の各回の購入により発行される債券の利率や受取利息額は、今後の発行条件決定時の市場金利水準等を勘案して決定されます。

各回の債券の利率はそれぞれ異なりますので、機構ホームページ又は毎年11月中旬頃に機構から送付する積立用書類でご確認ください。

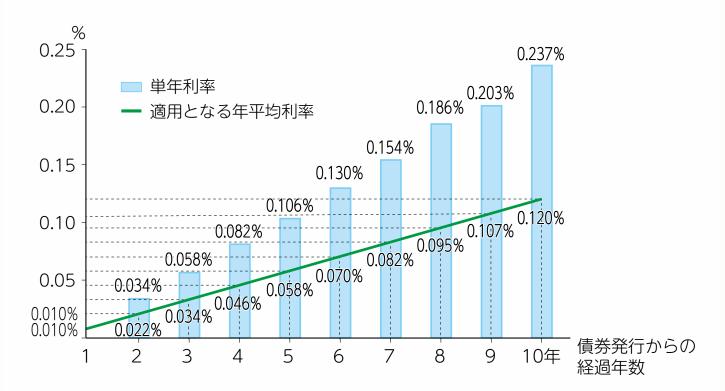
〈参考〉年平均利率

「年平均利率」とは、債券ごとに受取利息額(税引前)の総額を債券発行からの経過年数で平均した利率で、債券発行からの受取利息(税引前)の「総額」を算出する際に利用します。このため、実際の毎年(単年)お受取になる利息額に対応する「単年利率」とは異なります。この債券では、債券発行からの期間が経過するほど「年平均利率」が上昇します。

経過年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
年平均利率	0.010%	0.022%	0.034%	0.046%	0.058%	0.070%	0.082%	0.095%	0.107%	0.120%

〈年平均利率の考え方〉 例:3年目の利率

1年目の利息50円、2年目の利息170円、3年目の利息290円 (50円+170円+290円)÷50万円÷3年=0.034%



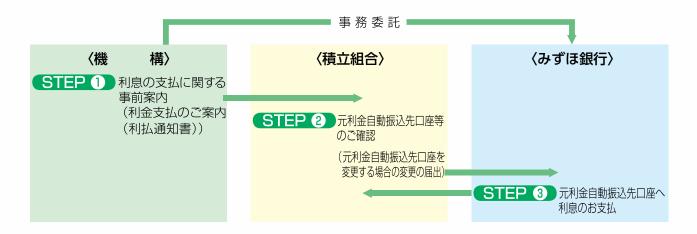
告知書・支払調書の取扱い

債券の利息を受け取られる積立組合は、所得税法等により利息の受取日現在での積立組合の名称・所在地及び代表者の氏名・住所等を、利息の支払者である機構に対して告知することが義務づけられています。

また、利息の支払者である機構は、告知していただいた内容及び支払利息額などを記載した支払調書の提出を税務署に対して行うことが義務づけられています。

こうした所得税法等の取扱いに基づき、積立組合の代表者の方の氏名・住所等を届け出ていただく際は、積立組合が法人登記をされていない場合は代表者の方の証明書類(住民票など)を、法人登記をされている場合は法人の印鑑証明書を併せてご提出いただく必要があります。あらかじめご了承ください。

3 債券の利息の受取方法



STEP ① 利息の支払に関する事前案内

利息の受取日が近づきますと、受取利息額や元利金自動振込先口座(P11参照)などを記載した利息の支払に関する事前案内のハガキ(「利金支払のご案内」(利払通知書))を機構から積立組合の代表者の方(理事長等)又は積立組合が別途指定した管理会社へ送らせていただきます(1月第7営業日頃に発送予定)。

なお、「利金支払のご案内(利払通知書)」に記載している利息額は前年12月末の残高に基づいているため、1月又は2月に中途換金(買入)の代金をお支払いする場合、実際の利息額とは異なりますのであらかじめご了承ください。

利払通知書を万一紛失された場合には、再発行の申請が必要になります。詳しくは、「**●**こんなときには…?」(☞ P36参照)の「利金支払のご案内(利払通知書)を紛失した」をご覧ください。

STEP ② 元利金自動振込先口座等のご確認

「利金支払のご案内」(利払通知書)が届きましたら、案内の記載内容をご確認ください。ご不明な点がございましたら、住宅債券専用ダイヤル(摩裏表紙参照)までお問合せください。また、元利金自動振込先口座に誤りや変更がある場合は、「利金支払のご案内」(利払通知書)を受領後、速やかにみずほ銀行(摩裏表紙参照)まで変更の届出をしてください。

STEP 3 元利金自動振込先口座へ利息のお支払

利息の受取日に、みずほ銀行から元利金自動振込先口座に振込みにより利息をお支払します。

【手続に当たってのご注意】

代表者等変更の都度、速やかな変更の届出がない場合には、利息の支払等に支障が生じます。 総会等で代表者等変更の決議がなされ次第、速やかに変更の届出をお願いします(© P25~32参 照)。利息の支払の直前に変更の届出をいただくと、書類の不備等により変更手続が完了しない 場合、利息の支払遅延の原因となります。

3

債券の中途換金(買入請求)

1 債券の中途換金手続

共用部分の修繕工事費に充てる等の場合には、第1回の購入の債券発行から1年以上経過すれば中途換金の申出(買入請求)ができます。

〈中途換金可能時期〉

中途換金の申出受付:2023年2月21日~

中途換金の代金払戻し:2023年4月~

ただし、以下の債券は中途換金できません。

- ・第2回から第10回までの購入に係る債券で、発行から2か月以内のもの
- ・中途換金の代金の支払日が満期償還月(発行から10年後の2月)となる債券

中途換金には、機構による審査及び承認が必要です。審査の結果、ご希望の月に中途換金ができない場合がありますので、ご了承ください。

なお、マンションの緊急の修繕工事など、やむを得ない事情により債券を換金する必要がある場合は、債券発行から1年以上経過していなくても中途換金に応じることがあります。

中途換金の単位

中途換金は必ず1口(50万円)単位で行います。50万円未満の中途換金(例:49万円)や50万円未満の端数が付いた中途換金(例:170万円)はできません。

※2002年度以前の購入開始分の中途換金は1口100万円単位で行います。

購入した債券の残高と中途換金口数

中途換金を行う時点で購入した債券の残高の範囲内であれば、一部でも全部でも中途換金が可能です。

なお、一部中途換金の場合には、中途換金を行う債券は、中途換金を行う口数に応じて購入の時期が古い債券からの順番となります(購入した時期が新しい債券を指定して中途換金を行うことはできません。)。

残高の一部を中途換金した後の残りの債券については、その後、修繕工事のために再度中途換金を行うことや、満期まで保有することが可能です。

積立手帳を複数お持ちの場合は、購入開始時期にかかわらず中途換金を行う手帳をお選びいた だけます。

中途換金の回数

購入した債券を複数回に分けて中途換金することも可能です(回数に制限はありません。)。 ただし、同じ月に中途換金を行うことができる回数は1回のみです。

中途換金の金額及び課税

中途換金額は購入した債券1口(50万円)に対し50万円です。

※2002年度以前の購入開始分の中途換金額は1口(100万円)に対し100万円です。

また、これに加えて、中途換金を行う直前の利息の受取日の翌日から中途換金時までの期間に応じて算出した経過利息をお支払します。

なお、課税は経過利息に対してのみ行われ、課税の取扱いは源泉分離課税となります(経過利息は所得税及び復興特別所得税の合計15.315% (2021年11月現在の税率) 相当額を差し引いてお支払します。)。

※今後の税率等は、変更される可能性があります。詳しくは、最寄りの税務署等にお問合せください。

手数料

手数料はかかりません。

購入の継続

債券の購入を継続中で、債券の全部を中途換金した後も継続して購入することを希望する場合は、「債券買入請求書」(☞ P63、64参照)の「今後の積立継続を【希望する】」に○をすることで購入の継続が可能です。

参考例

毎年30口(1,500万円)ずつ購入を行っている積立組合が、修繕工事のため第1回目の購入から3年半後に、債券の中途換金を希望している場合

〈中途換金可能□数の考え方〉

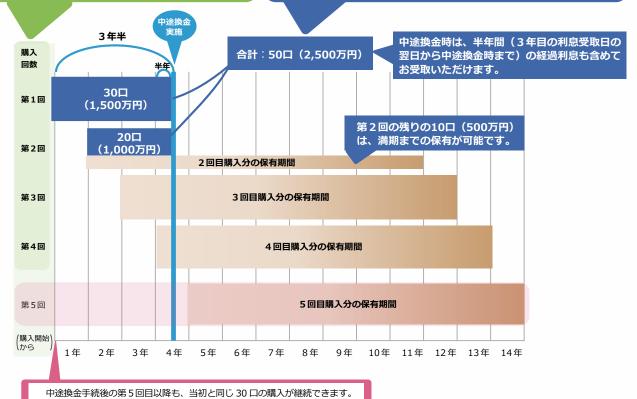
- ・購入を行った回数=第1回から第4回(第1回から数えて3年後の購入回数)までの計4回
- ・購入した債券の残高=30□×4回=<u>120□</u>
- 1 □~120□ (50万円~6,000万円) の範囲内で中途換金が可能

この積立組合が、50口(2,500万円)の中途換金を希望

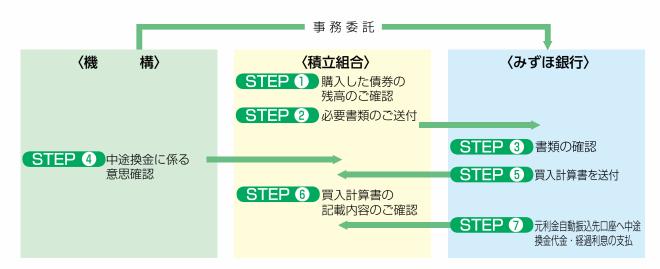
中途換金の順番は、購入した時期が古い債券からとなるため、第1回の購入分(30口)と第2回の購入分のうち20口を合せた50口(2,500万円)の中途換金を行うことになります。

【イメージ図】

購入開始から1年以上経過しているので、保有する120口の 範囲内で1口(50万円)単位の中途換金が可能です。 購入時期が古い債券から順番に中途換金を行います。(中途換金する債券の指定はできません。)。



2 債券の中途換金手続の流れ



STEP ① 購入した債券の残高のご確認

お手元にある最新の残高証明書(☞ P22参照)をご覧いただくか、住宅債券専用ダイヤル(☞ 裏表紙参照)にご照会いただき、購入した債券の残高の確認を行います。

STEP ② 必要書類のご送付

ご希望の中途換金額が決まりましたら、「**債券買入請求書」**(☞ P63、64参照)に中途換金の希望額(希望□数)や中途換金の理由などを記載した上で、「積立手帳」とともにみずほ銀行にご送付ください。

「債券買入請求書」と「積立手帳」が月の1日から15日までの間に送付(消印有効)され、かつ、同月20日(銀行休業日に当たる場合は前営業日)までにみずほ銀行に到着し、内容に不備がなかったものは翌月10日(銀行休業日に当たる場合は前営業日)のお支払となります。

ご提出書類に不備があった場合は、お支払が遅延することがありますので、スケジュールには 余裕を持ってお手続されることをお勧めします。

積立手帳を万一紛失された場合には、再発行の申請が必要になります。詳しくは、「⑩こんなときには…?」(☞ P36参照)の「積立手帳を紛失した」をご覧ください。

【手続に当たってのご注意】

- ・債券買入請求書は機構のホームページ (https://www.jhf.go.jp/loan/kanri/smile_seikyu. html) よりダウンロードいただくか、住宅債券専用ダイヤル(☞裏表紙参照)へご請求ください。
- ・郵送料は積立組合の負担となります。
 - なお、必要書類のご送付に当たっては、簡易書留郵便など配達状況が確認できる方法により確実 に送付していただくことをお勧めします。
- ・債券買入請求書の控えは大切に保管してください。
- ・代表者等変更の都度、速やかな変更の届出がない場合には、中途換金の代金支払等に支障が生じます。総会等で代表者等変更の決議がなされ次第、速やかに変更の届出をお願いします。(☞ P25~32参照)

STEP 3 書類の確認

送付していただいた書類の内容の確認を機構住宅債券事務センター及びみずほ銀行で行います。書類の不備や記載事項に不明な点がある場合は、機構住宅債券事務センター又はみずほ銀行から積立組合にお問合せさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

STEP 4 中途換金に係る意思確認

理事長以外の会計担当役員等の方に対し、機構住宅債券事務センターからお電話にて中途換金の意思確認をさせていただきます。意思確認がとれ次第、中途換金の手続を進めさせていただきます。

【ご注意】

- ・会計担当役員等の方のご連絡先は、**平日の日中に確実に連絡がとれる連絡先を債券買入請求書に** ご記入ください。
- ・月末までに中途換金の意思確認ができない場合は、翌月10日(銀行休業日に当たる場合は前営業日)の中途換金の代金の交付時期に中途換金の代金及び経過利息をお支払できませんので、ご了承ください。

STEP 5 買入計算書を送付

中途換金の申出から中途換金の代金をお支払するまでの間に、中途換金額・経過利息額・元利金自動振込先口座などを記載した**「買入計算書」**をみずほ銀行から積立組合の代表者の方(理事長等)又は積立組合が別途指定した管理会社に送らせていただきます。

また、STEP ② でご送付いただいた積立手帳も併せてご返送いたします。

STEP 6 買入計算書の記載内容のご確認

買入計算書が届きましたら、記載内容を確認し、ご不明な点があれば**中途換金の申出を行った 月の月末**までにみずほ銀行(☞裏表紙参照)にお問合せください。

STEP 7 元利金自動振込先口座へ中途換金代金・経過利息の支払

所定の期日に、みずほ銀行から元利金自動振込先口座に振込みにより中途換金の代金及び経過利息をお支払します。

※債券の満期日(☞ P23参照)の属する月の前月に中途換金の手続をされた場合は、満期を迎える債券は中途換金の対象から外れます(満期償還の対象となります。)。

残高証明書

毎年1回、積立組合が希望する月に、機構が残高証明書(ハガキ)を発行し、代表者の方(理事長等)又は積立組合が別途指定した管理会社宛てに送付しますので大切に保管してください。

送付希望月は応募時に「積立申込書」にご記入いただくことで指定していただいており、**発行する残高証明書には前月末の残高を表示しています。**

なお、残高証明書は送付希望月の第7営業日頃に発送します。それ以前の送付については、ご 希望に添えませんのでご了承ください。

【ご注意】

積立金の振込みが完了していても、まだ債券が発行されていない場合は、その購入金額について は残高証明書の債券残高には含まれません。

- (例) 2021年11月~2022年2月に積立金の振込みをした場合、2022年3月以降送付の残高証明書に 記載されます。
- ※ **残高証明書を万一紛失された場合や、臨時の発行を希望する場合には、再発行の申請が必要 になります** (この場合の残高証明書はハガキではなく封書にて送付します。)。

「残高証明書等再発行申請書」を機構のホームページ (https://www1.fastcloud.jp/jhffaq/jhf/web/knowledge267.html) よりダウンロードしていただくか、住宅債券専用ダイヤル(☞裏表紙参照)へご請求ください。

申請書のご提出に当たっては「残高証明書等再発行申請書」記載の注意事項(積立手帳のコピーを添付等)をご確認ください。

また、申請書をご提出いただいてから残高証明書の発行まで数日かかりますので、あらかじめご了承ください。

※ 残高証明書の送付時期を変更したい場合には、変更の届出が必要になります。詳しくは「**①** こんなときには…? | (☞ P36参照) の「残高証明書の送付時期を変更したい| をご覧ください。

5

債券の満期償還

1 債券の満期償還額

満期償還額(満期日にお支払する額)は購入した債券1口(50万円)に対し50万円となります(2002年度以前の購入開始分は1口(100万円)に対し100万円)。

また、満期日にはその債券の10回目(最終回)の利息を併せてお支払します(満期後は利息は付きません。)。

なお、満期償還金により、自動的に新たな債券での購入を継続する取扱いはございません。 その年度の満期償還金をもって、新たに購入する債券の払込みに充当することができませんので、 ご留意ください(別途、購入のための資金のご用意が必要になります。)。

2 債券の満期のスケジュール

購入する各債券の満期は、各債券の発行時期から10年後となります。

購入回数	購入する債券の発行日	購入する債券の満期日(満期償還金の支払日)
第1回	2022年2月21日	2032年2月20日
第2回から第10回	2031年まで毎年2月20日 (予定)	2041年まで毎年2月20日 (予定)

- ※上記のスケジュールは2021年度応募の購入のものです。
- ※上記の債券の発行日が銀行休業日に当たる場合は翌営業日に債券発行を行います。
- ※上記の債券の満期日が銀行休業日に当たる場合は前営業日に満期日となります。
- ※第2回以降の債券の発行スケジュールは変更となる場合があり、これに伴い債券の満期日も変更となることがあります。

3 満期償還手続の流れ



STEP 1 満期償還に関する事前案内

満期が近づきますと、満期償還額や元利金自動振込先□座(☞P11参照)などを記載した満期償還に関する事前案内のハガキ(「満期償還金支払のご案内」(満期償還金支払通知書))を機構から積立組合の代表者の方(理事長等)又は積立組合が別途指定した管理会社へお送りします(1月第7営業日頃に発送予定)。なお、「満期償還金支払のご案内(満期償還金支払通知書)」に記載している満期償還額は、前年12月末の残高に基づいていますのであらかじめご了承ください。

STEP ② 元利金自動振込先口座等のご確認

「満期償還金支払のご案内」(満期償還金支払通知書)が届きましたら、案内の記載内容をご確認ください。ご不明な点がございましたら、住宅債券専用ダイヤル(☞裏表紙参照)までお問合せください。また、元利金自動振込先口座に誤りや変更がある場合は、「満期償還金支払のご案内」(満期償還金支払通知書)を受領後、速やかにみずほ銀行(☞裏表紙参照)まで変更の届出をしてください。

STEP 3 元利金自動振込先口座へ満期償還金のお支払

満期日に、みずほ銀行から元利金自動振込先口座に振込みにより満期償還金をお支払します。

【手続に当たってのご注意】

代表者等変更の都度、速やかな変更の届出がない場合には、満期償還金の支払等に支障が生じます。総会等で代表者等変更の決議がなされ次第、速やかに変更の届出をお願いします(IFF P25 ~32参照)。満期償還金の支払の直前に変更の届出をいただくと、書類の不備等により変更手続が完了しない場合、満期償還金の支払遅延の原因となります。

積立組合のご負担となる費用

Π±₩Ω			
時期	項目(主なもの)	税率	
購入時	積立金の振込手数料	_	
胂八吋	購入に必要な書類の作成費及び郵送費	_	
毎年1回の定期利息受取時	利息に対する所得税及び復興特別所得税(源泉分離	利息×15.315%(注)	
中午 1 四 少 企	課税)	刊志八10.01070 (圧)	
	債券買入請求書(中途換金の請求書)及び積立手帳	_	
中途換金	の郵送費	利息×15.315% (注)	
中处沃亚	経過利息に対する所得税及び復興特別所得税(源泉		
	分離課税)		
満期時	利息に対する所得税及び復興特別所得税(源泉分離	利息×15.315%(注)	
川山沙口口	課税)	们总入10.01070(注)	
代表者の変更等各種手続	手続に必要な書類の作成費及び郵送費	_	

(注) 2021年11月現在の税率を記載しています。

今後の税率等は、変更される可能性があります。詳しくは、最寄りの税務署等にお問合せください。

2 変更手続の流れ

代表者の方の変更など積立組合から届出いただいている内容に変更が生じた場合は、その都度変更届を速やかにご提出していただく必要があります。速やかな変更の届出がない場合には、中途換金の代金の支払や利息の支払等に支障が生じることがあります。

※書類の送付先を管理会社としている場合で、ご担当の管理会社が変更となったときは、併せて「送付先指定(変更・中止)依頼書」の提出により送付先を変更する手続が必要です(® P33、34参照)。

【手続に当たってのご注意】

- ・毎月15日までに送付(消印有効)され、かつ、20日(銀行休業日に当たる場合は前営業日)までにみずほ銀行に到着し、同日までに不備なく処理が終了した変更内容が翌月から反映されます。
 - ※積立用書類については、発送される月(11月を予定)の前月(10月)に処理が終了した変更内容が反映されます。
- ・代表権等を確認するためにご提出いただく書類は、必要事項が記載されているか内容を十分ご確認の上、お送りください (☞ P29参照)。
- ・ご提出書類に不備があった場合は、変更処理が遅延することがありますので、スケジュールには 余裕をもってお手続されることをお勧めします。
- ・郵送料は積立組合の負担となります。
- ・郵送に当たっては簡易書留郵便など配達状況が確認できる方法により確実に送付していただくこ とをお勧めします。
- ・変更届について、控えが必要な場合はコピーをとり、保管してください。
- ・ STEP 1 の必要書類のうち、積立手帳についてはみずほ銀行での手続終了後に積立組合(又は管理会社)へ返送します。ただし、ご提出いただいた書類は原則として返却できませんので、ご了承ください。



STEP 1) 変更手続に必要な書類の送付

変更手続に必要な書類をみずほ銀行に送付していただきます。

「登録内容の変更届出書」の作成に当たっては、Excel シートへの入力による「登録内容の変更 届出書(Excel 版)」のご利用をお勧めします。(Excel 版のご案内☞ P31、32参照)。

なお、積立用書類に同封した書式又は機構のホームページからダウンロードした手書き用の書式に必要事項をご記入の上、手続することも可能です。

変更手続に必要な書類 送付先

変更手続に必要な書類(事務受託銀行)みずほ銀行 資本市場部業務第二チーム

〒100-8241 東京都千代田区丸の内1-3-3みずほ丸の内タワー TEL:03-5252-6017

※書類の送付先を管理会社としている場合で、ご担当の管理会社が変更となったときは、併せて「送付先指定(変更・中止)依頼書」の提出により送付先を変更する手続が必要です(© P33、34参照)。 なお、送付先指定依頼書と変更届出書の送付先は異なりますのでご注意ください。

変更の内容

代表者の変更(代表者の氏名・住所の変更)

(摩 P61、62参照)

※行政区分又は地番の変更があった場合もこの手続が必要です。

○□座名義に代表者名が 含まれている場合、代 表者の変更と併せて、 元利金自動振込先□座 の変更が必要です(図 P27)。

変更手続に必要な書類

法人登記していない積立組合の場合

- ①登録内容の変更届出書
- ②総会議事録・その他の新代表者の代表権を確認できる書類(☞ P29参照)
 ※積立組合によってご用意いただく書類が異なります。
- ③新代表者の方の氏名・住所・生年月日が記載された次のいずれか1つの 書類
 - ・運転免許証のコピー(表裏両面)
 - ・2012年4月1日以後に交付された運転経歴証明書のコピー(表裏両面)
 - ・健康保険証のコピー(住所の記載があるもの)
 - ・印鑑証明書(発行後3か月以内の原本)
 - ・住民票(発行後3か月以内の原本)
 - ・住民基本台帳カードのコピー(表裏両面)
 - ・2020年2月3日以前に申請されたパスポートのコピー(顔写真のページ及び所持人記入欄(住所等記入済)のページ)
 - ・マイナンバーカードのコピー(表面のみ)
 - ※③の書類につきましては、個人情報保護の観点により、<u>本籍地を黒塗りしたもの又は本籍地の記載を省略したものをご準備ください</u> (本籍地を黒塗りすることにより住所地が確認できなくなる場合は、 黒塗りにしないようお願いします。)。また、健康保険証のコピーを ご提出いただく場合は、<u>保険者番号・被保険者記号・被保険者番</u> 号・二次元コードを黒塗りしたものをご準備ください。

なお、この書類は、所得税法等の定めに基づき、積立組合の代表者 の方にご提出いただくものです。

法人登記している積立組合の場合

- ①登録内容の変更届出書
- ②積立組合法人の登記簿謄本又は全部事項証明書(発行後 3 か月以内の<u>原</u> <u>本</u>)

- ③新代表者の方の氏名・住所・生年月日が記載された次のいずれか1つの 書類
 - ・積立組合法人の印鑑証明書(発行後3か月以内の原本)
 - ・「法人登記していない積立組合の場合」の「③新代表者の方の氏名・ 住所・生年月日が記載された書類」 のうちいずれか

積立組合の名称・所在地 の変更

(摩 P61、62参照)

- ※行政区分又は地番の変更があった場合もこの手続が必要です。
- ※組合の名称変更に伴い、届出印の変更がある場合には P28「届出印の変更」をご覧ください。

法人登記していない積立組合の場合

- ①登録内容の変更届出書
- ②積立手帳

※複数の積立手帳を保有している場合は、全ての積立手帳が必要です。

- ③積立組合の名称・所在地の変更に関する次の書類(注)
 - ◆マンション管理規約のコピー
 - ◆積立組合の名称・所在地の変更に関する集会の議事録等のコピー
- (注) 市区町村の統廃合等により単に住居表示に変更が生じたのみの場合については、①及び②に加え、変更内容が分かる行政からの通知書類等をご提出ください(上記③の書類をご提出いただく必要はありません。)。

法人登記している積立組合の場合

- ①登録内容の変更届出書
- ②積立手帳
 - ※複数の積立手帳を保有している場合は、全ての積立手帳が必要です。
- ③積立組合法人の登記簿謄本又は全部事項証明書(発行後3か月以内の原本)

代表者以外(会計担当役 員等や管理会社)の連絡 先の変更

(☞ P61、62参照)

○登録内容の変更届出書

- ※会計担当役員等の方や管理業務を委託している管理会社等、代表者以外の方の連絡先が変更となった場合も、変更届の提出が必要です。
- ※代表者以外の方の連絡先として登録された方に、今後、積立内容の確認等をさせていただくことがありますので、ご了承ください。

元利金自動振込先口座の 変更

(摩 P61、62参照)

①登録内容の変更届出書

- ②積立手帳
 - ※複数の積立手帳を保有している場合は、全ての積立手帳が必要です。
 - ※金融機関やその支店の統合により金融機関、支店又は口座番号が変わる場合(口座名義の変更無し)は、金融機関が発行する証明書類の写しがあれば積立手帳は不要です。
 - ※代表者変更手続に伴う元利金自動振込先□座変更で、金融機関、預金 種目及び□座番号に変更がなく、□座名義の代表者名のみが変更になる場合は積立手帳は不要です。

届出印の変更

(摩 P61、62参照)

①登録内容の変更届出書

- ※法人登記していない積立組合の場合は、新旧の組合印の押印があるもの
- ※法人登記している積立組合の場合は、新旧の印鑑登録のある印の押印があるもの
- ②積立組合法人の印鑑証明書(法人登記している積立組合のみ)
 - ※変更後の印鑑に係る発行後3か月以内の原本

変更届の提出がない場合は、中途換金の手続ができなくなることや遅延するなどの支障が生じることがありますのでご注意ください。

上記の取扱いについてご不明な点がある場合は、みずほ銀行(☞裏表紙参照)までお問合せください。

STEP ② 書類の確認

積立組合から送付された書類をみずほ銀行において確認させていただきます。 また、書類に不備がある場合は、みずほ銀行から積立組合に連絡させていただきます。 なお、ご提出いただいた書類は原則として返却できませんのでご了承ください。

STEP ③・4) 変更内容の報告・代表者等変更手続完了のお知らせ

書類の確認が終了しますと、機構はみずほ銀行から変更内容の報告を受けます。

また、手続が完了した後、変更後の内容を登録した旨を記載した「登録内容の変更手続完了のお知らせ(積立手帳別紙)」を機構から積立組合の代表者の方(理事長等)又は積立組合が別途指定した管理会社に送らせていただきますので、大切に保管してください。

なお、お知らせは毎月中旬頃に送付します(毎月第7営業日頃に発送を行っています。)。 ※届出印の変更については、みずほ銀行から手続完了をご連絡します。

2 代表権等確認書類

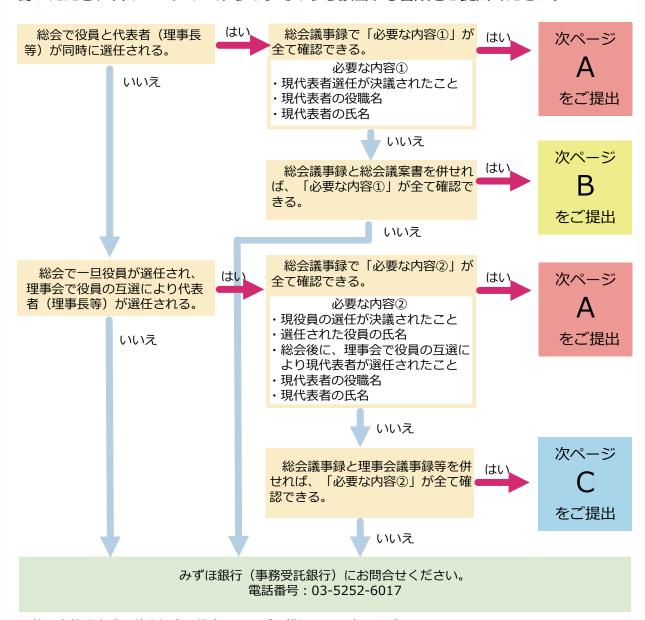
法人登記している積立組合

登記簿謄本又は全部事項証明書(発行後3か月以内のもの)をご提出ください。 (コピー不可)

法人登記していない積立組合

総会議事録等の内容により提出書類が異なります。

下のフロー図の「はい」又は「いいえ」に従って、どのパターンに当てはまるかをご確認いただき、次のページのAからCまでのうち該当する書類をご提出ください。



※第三者管理方式の積立組合の場合は、みずほ銀行にお問合せください。

法人登記していない積立組合は、次表のAからCまでのいずれかの書類(前ページのフロー図であてはまったもの)をご提出ください。その際は、次表の記載必要項目の記載が必須となります。記載必要項目の記載がない場合は、みずほ銀行(事務受託銀行)にお問合せください。

- 注1) ご提出いただく総会議事録等については、変更手続時点の代表者が選任された際の総会議事録等であることが必要です。
- 注2) 全てコピーの提出で差し支えありません。

	書類名		記載必要項目
	A 総会議事録	管理組合名	マンション管理組合の正式名称
		日程等	総会の開催日
		決議内容等	現代表者の選任が決議されたこと。
Α		役職名	現代表者の役職名
		氏名等	現代表者の氏名
		その他	定足数を満たす参加者が出席し決議が有効であることが分かる記述
		ていじ	議長及び総会に出席した組合員2名以上の署名
		管理組合名	マンション管理組合の正式名称
	総会議案書	日程等	総会の開催予定日や「第○期定期総会議事録」等がいつの総会に係 るものかの記述
		決議内容等	現代表者の選任議案
		役職名	現代表者の役職名
		氏名等	現代表者の氏名
В		管理組合名	マンション管理組合の正式名称
		日程等	総会の開催日
	総会議事録	決議内容等	提出された総会議案書に記載されている現代表者の選任議案が決議されたこと。
		その他	総会の開催日等提出された議案書に係る議事録であることが分かる 記述
			定足数を満たす参加者が出席し決議が有効であることが分かる記述
			議長及び総会に出席した組合員2名以上の署名
		管理組合名	マンション管理組合の正式名称
	総会議事録	日程等	総会の開催日
	松云磯事邨 ※1	決議内容等	現代表者の選任が決議されたこと。
		7 6 /#	定足数を満たす参加者が出席し決議が有効であることが分かる記述
		その他	議長及び総会に出席した組合員2名以上の署名
С		日程等	理事会議事録の場合は理事会開催日、 役員互選報告書・住民へのお知らせの場合は書類作成日
	理事会議事録	決議内容等	現代表者の選任が役員の互選により決議されたこと。
	生于女贼于邺 等※2	役職名	現代表者の役職名
	13	氏名等	現代表者の氏名
		その他	理事会が作成した書類であることが分かる記述

- ※1 総会議事録で記載事項が確認できない場合は、総会議案書も必要です。
- ※2 理事会議事録等には、役員会議事録、役員互選報告書、住民へのお知らせ等を含みます。

Excel で 簡単入力

記入漏れ・記入相違 防止!

次回変更手続時にも 活用可

Excel シートへの入力によって「登録内容の変更届出書」の作成ができるため、手書き用の書式を使用した場合に比べ簡易に作成できます。また、エラーチェック機能で記入漏れ等を確認できます。

※変更手続に当たっては「登録内容の変更届出書」を含む変更手続に必要な書類(☞ P26~参照)をご用意いただき、みずほ銀行(☞ 裏表紙参照)に送付していただく必要があります。

住宅金融支援機構ホームページからダウンロードいただけます。

マンションすまい・る債 変更届出書

検索

https://www.jhf.go.jp/loan/kanri/smile_henkou_name.html





変更届出書(Excel 版)の使い方

[入力シート]にある変更する項目に図チェックを入れてください。 入力が必要な項目のセルだけが黄色くなります。 黄色くなっている全てのセルに入力ください。 ·<入力画面のイメージ(一部)> -① 今回変更する項目に✔マークをつけてください。(口をクリックすると✔がつきます。) 代表者氏名·住所 届出印 変更する項目にチェッ クを入れると、入力の 代表者以外の連絡先 積立組合名称 必要な項目だけが黄色 元利金振込先口座 積立組合所在地 くなります。 ② 黄色のセルに入力してください。 記入日 年 日 **積立組合番号** 法人登記の有無 フリガナ 積立組合の名称 (登録済の情報) 漢字等 フリガナ 入力不要 漢字等 入力セルを次のとおり色分けしています。 必ず入力ください。

チェック

- ェラーチェック ボタンを押してくだ 全ての入力が終わりましたら、 さい。
- 入力漏れ等がある場合は、エラー箇所が赤く反転しますので、修 正のうえ、再度エラーチェックをお願いします。

入力不要です。

!注意点! エラーがある状態では印刷できませんので、ご注意ください。

出力

- [出力シート]にある
- 印刷

ボタンを押して印刷ください。

自動的に2部印刷されます。

- 届出印の押印が必要な場合は、事務受託銀行(みずほ銀行)送付用 に届出印を押印ください。
- 1 部を事務受託銀行(みずほ銀行)に送付し、1 部は控えとして 保管ください。

登録内容の変更届出書送付先

(事務受託銀行) みずほ銀行

資本市場部業務第二チーム

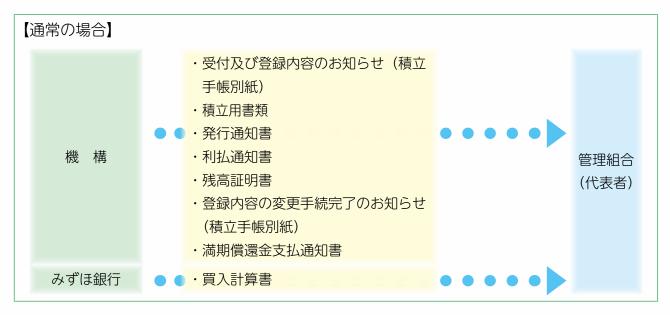
〒100-8241 東京都千代田区丸の内1-3-3みずほ丸の内タワー T E L : 03-5252-6017

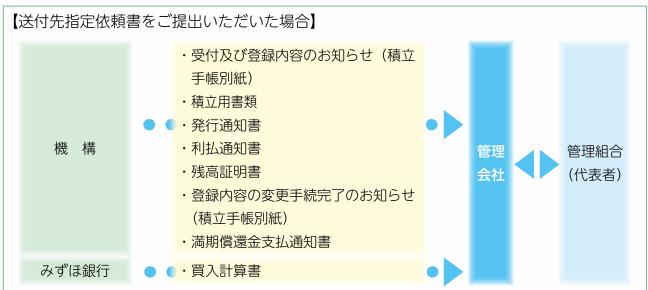
※変更手続に必要な書類については P26~ P28 を参照してください。

書類の送付先について

機構等から送付する書類は、あらかじめ届け出られた管理組合の代表者の方(理事長等)宛て に送付しますが、「送付先指定(変更・中止)依頼書」をご提出いただくことにより、送付先を ご担当の管理会社に変更することができます。

書類の送付先及び対象となる書類(イメージ)





※上記書類以外に機構から送らせていただくお知らせは送付先指定の対象外です。 マンション管理情報誌「マンション情報 BOX」は、原則として管理組合宛てに送付します。

送付先の指定方法(送付先を管理会社に変更する場合又は指定内容を変更する場合)

「送付先指定(変更・中止)依頼書|(注)を、住宅債券事務センター宛てに郵送にてご提出 ください。

送付先

「送付先指定(変更・中止)依頼書Ⅰ 住宅金融支援機構 住宅債券事務センター 〒112-8570 東京都文京区後楽 1 丁目 4 番10号

毎月15日までに送付(消印有効)され、かつ、20日(土日・祝日に当たる場合は前営業日) までに住宅債券事務センターに到着し、同日までに不備なく処理が完了した場合は、翌月の送 付物から送付先が変更されます。

- (注)「送付先指定(変更・中止)依頼書」は、機構のホームページ (https://www.jhf.go.jp/loan/kanri/smile_soufuhenkou. html)をご参照の上、書式をダウンロードしてご使用ください。
- ※管理会社を変更する場合、併せて「登録内容の変更届出書」のご提 出が必要となります。



《重要》 送付先指定に当たってのお願い及び留意事項

- ①「送付先指定(変更・中止)依頼書 | のご提出に当たっては、送付先として指定する管理会社の了解 を得ていただくようお願いします(管理事務室・管理事務所を送付先とすることはできません。)。
- ②ご提出いただいた「送付先指定(変更・中止)依頼書」の届出内容(送付先及び送付先住所)に変更 があった場合には、直ちに変更後の内容を同依頼書により届出ください(担当者のみ変更となる場合 は、ご提出いただく必要はありません。)。
 - ※「送付先指定(変更・中止)依頼書」のご提出後に代表者の方の変更があった場合は、同依頼書の 再提出は不要ですが、「登録内容の変更届出書(元利金自動振込依頼書兼用)」による変更手続は必 **要です**(代表者変更手続については、機構のホームページ(https://www.jhf.go.jp/loan/kanri/ smile/customer/tetuzuki.html)をご覧ください。)。
- ③指定できる送付先は、1つの積立組合(積立組合番号)につき1箇所です。
- ④同一の積立組合(積立組合番号)が複数の積立手帳を保有している場合においても、「送付先指定(変 更・中止)依頼書 | を 1 部ご提出いただくことにより、全ての積立手帳に係る送付先が変更となりま
- ⑤過去に債券を購入された(残高のある)管理組合が新たに応募する場合、既に指定した内容に変更が なければ、「送付先指定(変更・中止)依頼書しの提出は不要です。
- ⑥送付先を指定する対象書類については、「全ての書類」又は「残高証明書及び買入計算書のみ」の選択 が可能です。
- ⑦送付先変更の手続完了に関するお知らせはお送りしませんので、書類の到着をもってご確認ください。
- ⑧ご提出に当たっては、「本件について万が一将来紛議が生じましても、機構及び事務受託銀行は責任を 負わないことを確認します。」等について承認いただきます。詳細は「送付先指定(変更・中止)依頼 書 の (承認条項)をご確認ください。

債券の安全性

債券の安全性は、一般的に、それを発行する主体(発行体)の債務全体を履行する総合的な能力(信用力)に依存していると考えられています。

機構は、資本金の全額を政府が出資しており(2020年度末7,015億円)、主務大臣は国土交通大臣と財務大臣です。マンションすまい・る債は、政府保証は付されていませんが、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号。以下「機構法」といいます。)に基づき、国の認可を受けて発行しています。

なお、マンションすまい・る債は預金保険制度の対象ではありません。

機構の財務状況等(2020年度決算) 損益の状況

法人全体では2,410億円の当期総利益を計上しています。

機構の財務諸表等はこちらでご覧になれます。 (https://www.jhf.go.jp/teikyou/zaimu. html)

機構の経営資料はこちらでご覧になれます。 (統合報告書)

(https://www.jhf.go.jp/about/disclosure/index.html)

機構は、マンションすまい・る債の個別の格付けは取得していませんが、債券を発行する発行体



(当機構) についての、債務全体を履行する総合的な能力(信用力)に関する外部機関からの評価(発行体格付)を以下のとおり取得しています。

- ·S&P グローバル・レーティング・ジャパン(S&P): A + (2021年2月1日現在)
- ・格付投資情報センター (R&I): A A + (2020年12月1日現在)

マンションすまい・る債の元本については、機構法において、機構の財産より優先的に弁済されることが定められており、積立組合のみなさまからお預かりした財産を保全するための措置が講じられています。

マンションすまい・る債は、国の認可を受けて機構が発行する一般担保(※1)付債券です。マンションすまい・る債を保有されている方は、機構の総資産から優先的に弁済を受ける権利があります(※2)。

- ※1 マンションすまい・る債を保有されている方は、機構法第19条第4項により「機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する」とされています。 この優先弁済権の順位は、同条第5項において民法の規定による一般の先取特権に次ぐものと規定されています。
- ※ 2 マンションすまい・る債は、発行体である機構の信用状況の悪化等により、元本や利息の 支払が滞る可能性や、元本割れが生じる可能性があります。

10 こんなときには…?

事象	対応
・積立手帳を紛失した・届出印を紛失した	速やかにみずほ銀行(☞裏表紙参照)にご連絡ください(詳細な手続はご 連絡いただいた際にみずほ銀行からご説明します。)。
・購入を失念した	本制度は継続購入を前提とする制度ですので、購入を1回でも故意に中断したり、失念された場合は以降の購入の権利を失います。
・残高証明書を紛失した ・残高証明書を臨時に発行 して欲しい ・利金支払のご案内(利払 通知書)を紛失した ・債券発行のご案内(発行 通知書)を紛失した ・満期償還金支払のご案内 (満期償還金支払通知書) を紛失した	残高証明書を万一紛失された場合や臨時の発行を希望する場合、また、利払通知書、発行通知書又は満期償還金支払通知書を万一紛失された場合には、残高証明書等【再発行】申請書及び積立手帳(コピー)をご提出ください。なお、申請書をいただいてから、残高証明書、利払通知書[再発行]、発行通知書[再発行]又は満期償還支払通知書[再発行]の発行まで数日間いただくことがありますので、あらかじめご了承ください。機構のホームページ(https://www1.fastcloud.jp/jhffaq/jhf/web/knowledge267.html)よりダウンロードし、プリントアウトしてご利用ください。 ※プリントアウトできない方は、住宅債券専用ダイヤル(☞裏表紙参照)にご連絡いただければ、申請書をお送りします。 ※ご提出に当たっては、申請書記載の注意事項をご確認ください。
・残高証明書の送付時期を変更したい	積立組合の決算月が変更された場合など送付時期の変更を希望される場合には、変更の届出が必要になります。届出書(「残高証明書の送付時期変更届出書」)は、機構のホームページ(https://www1.fastcloud.jp/jhffaq/jhf/web/knowledge267.html)よりダウンロードし、プリントアウトしてご利用ください。 ※プリントアウトできない方は、住宅債券専用ダイヤル(☞裏表紙参照)にお問合せください。届出書を送らせていただきます。 ※ご提出に当たっては「残高証明書の送付時期変更届出書」記載の注意事項をご確認ください。
・代表者の方の氏名・住所を変更したい ・積立組合の名称・所在地を変更したい ・管理会社を変更したい ・会計担当役員等や管理会社の住所等を変更したい ・振込先□座を変更したい ・届出印を変更したい	登録内容の変更届出書と添付書類(FP P26~28参照)を併せてみずほ銀行(FP 裏表紙参照)にご送付ください。 ※登録内容の変更届出書の記入方法(FP P61、62参照)をご確認ください。
・登録内容の変更届出書などの手続用書類が欲しい	変更届出の書式(「登録内容の変更届出書」)(パソコン用: Excel、手書用: PDF)及び「債券買入請求書」は、機構のホームページよりダウンロードし、プリントアウトしてご利用ください。 (機構のホームページ) ・変更届出の書式(「登録内容の変更届出書」) https://www.jhf.go.jp/loan/kanri/smile_henkou_name.html ・「債券買入請求書」 https://www.jhf.go.jp/loan/kanri/smile_seikyu.html ※プリントアウトできない方は、住宅債券専用ダイヤル(☞裏表紙参照)にお問合せください。書式を送らせていただきます。

マンションすまい・る債 積立制度 手続規定

この手続規定は、マンションすまい・る債(住宅金融支援機構住宅宅地債券及び住宅金融支援機構債券のうちマンション債券に係る積立制度をいいます。以下「本制度」といいます。)の取引について、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)及び機構が指定する事務受託銀行(以下「事務受託銀行」といいます。)と本制度に係る積立てを行うマンション管理組合(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)に規定する区分所有者の団体をいいます。以下同じ。)との間の取扱いを記載したものです。

本制度に係る積立てを行うマンション管理組合については、 この手続規定について承諾したものとします。

(制度についての基本規定)

1(債券の積立てについて)

- (1) 積立てとは、マンション管理組合が、原則として、マンション全体の1年当たりの修繕積立金額に、前年度決算における修繕積立金会計の残高(定期的に積み立てた修繕積立金の残高や修繕積立基金の残高など修繕積立金会計の各科目の残高の合計額から借入金額を除いた額をいいます。)を加えた金額の範囲内で、機構が発行する債券を購入することを指します。
- (2) 機構は、積立てを行うマンション管理組合の募集を、年1回行い、マンション管理組合は、機構が定める応募手続(以下「応募手続」といいます。)に従い、毎年1回の応募ができます。
- (3) 機構は、機構が定める応募受付期間内に応募してきたマンション管理組合から提出された書類の確認等を行い、積立てができるマンション管理組合として選定します。
- (4)(3)の手続により選定されたマンション管理組合(以下「積立組合」といいます。)は、応募した年度(以下「募集年度」といいます。)に初回の債券の購入を行うこととし、以後、毎年1回、10年間行うことができます(この最高10回の債券の継続的購入を、以下「募集年度の積立て」といいます。)。
- (5) 積立ての最低単位は1口50万円(ただし、募集年度が平成14年度以前である場合にあっては1口100万円)です。積立組合は、応募時に届け出た積立希望口数(以下「積立口数」といいます。)を、毎年積み立てることとなります。口の分割及び口数の変更はできません。
- (6) 購入された債券は、債券の発行日をもって積立組合の代わりに機構が全額保護預りします。17に定めるところにより債券を払い出す場合以外に、積立組合が債券を払い出すことはできません。
- (7) 既に積立てしている積立組合も、追加で別の募集年度に応募することができます。(3)については、この場合も同様とします。

2 (債券について)

(1) 積立組合が購入する債券は、機構が積立組合向けに発行する、期間が10年の利付債券(住宅金融支援機構住宅宅地債券(区)又は住宅金融支援機構債券(区))です。

- (2) 債券の利息等の発行条件は、機構が債券の発行の前にこれを定め、各年の債券購入の手続に係る申込証に記載します。
- (3) 債券の発行は、毎年1回、2月20日(その日が銀行休業日の場合は直後の営業日)に行います。

3(確認手続等)

- (1) 本制度はマンション管理組合専用の制度であり、個人及びマンション管理組合以外の法人・団体等による応募はできません。
- (2) 本制度に応募するマンション管理組合は、応募手続の際に、当該組合がマンション管理組合であることを証明する機構が指定する書類(以下「マンション管理組合の確認書類」といいます。)を機構へ提出してください。
- (3) 本制度への応募、取引に関する書類の記入、押印その他 の手続に必要な行為を行う方は、マンション管理組合(1 の(3)に定めるところによる積立組合選定後は積立組合。以 下同じ。)の代表者(以下「代表者」といいます。)に限り ます。本制度に応募するマンション管理組合は、応募手続 の際に、代表者の代表権等を証明する機構が指定する書類 (以下「代表権等の確認書類」といいます。) を機構へ提出 してください。また、積立組合は、募集年度の積立ての初 回の債券購入手続の際に、応募手続時のものとは別に機構 が指定する代表権等の確認書類を事務受託銀行の取扱店へ 提出してください。代表者が、書類の記入、押印その他の 手続に必要な行為を行った場合、そのためにいかなる損害 が生じても、代表者の過失又は悪意の有無にかかわらず、 機構及び事務受託銀行は責任を負いません。また、代表者 以外の方が、書類の記入、押印その他の手続に必要な行為 を行った場合、そのためにいかなる損害が生じても、機構 及び事務受託銀行は責任を負いません。
- (4) (1)から(3)までの手続がなされない場合、積立組合がマンション管理組合であることが確認できない場合又は積立組合が申し出た代表者の代表権が確認できない場合、積立組合は積立ての資格を失い、初回及び2回目以後の債券購入はできません。2回目以後の債券購入その他の取引に関する手続についても、機構の求めに応じ手続がなされない場合又は機構の求めに応じマンション管理組合の確認書類若しくは代表権等の確認書類が提出されない場合は、積立ての資格を失います。

4(確認書類等)

マンション管理組合の確認書類、代表権等の確認書類その他の手続に必要な書類について、偽造、変造、不正使用その他の事故があった場合、そのために生じた損害については機構及び事務受託銀行は責任を負いません。

5 (印鑑照合等)

(1) 積立組合は本制度の取引に使用する印鑑(以下「届出印」といいます。)を、初回の債券購入手続の際、機構に1つ届け出るものとします。1の(7)に定めるところにより追加して応募し、複数の募集年度の積立てを行う積立組合についても、各募集年度の積立て毎に異なる印鑑を使用すること

はできません。

- (2) 届出印については、法人登記された積立組合の場合には当該組合の印鑑証明のある印、法人登記されていない積立組合の場合には当該組合の印(理事長印等)を届け出てください。
- (3) 機構及び事務受託銀行が諸届その他の書類に使用された 印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違な いものと認めて取り扱った場合、それらの印鑑又は書類に つき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じ た損害については機構及び事務受託銀行は責任を負いません。

6(積立手帳について)

- (1) 募集年度の積立ての初回の債券購入の手続に先立ち、機構は積立組合に積立手帳を1通発行します。積立組合がその募集年度の積立てに係る取引により保有する債券が保護預りとなっている間、又は積立組合がその募集年度の積立てに係る取引により積立ての資格を有している間、これを積立組合を特定する証として取扱いますので、大切に保管してください。1の(7)に定めるところにより追加して応募し、複数の募集年度の積立てを行う積立組合に対しては、各募集年度の積立ての初回の債券購入の手続に先立ち積立手帳を各1通発行します。
- (2) 機構所定の取引の際には、機構が指定する手続書類と併せて、積立手帳を提出してください。
- (3) 積立手帳を、盗難、不正使用等が発生しないよう、厳重に保管するとともに、代表者の交代時には遅滞なく交代後の代表者に引き渡してください。積立手帳の盗難、不正使用、偽造、変造その他の事故があった場合、そのために生じた損害については機構及び事務受託銀行は責任を負いません。
- (4) 積立手帳には、機構が付与した、積立組合を特定する積立組合番号及び募集年度の積立てを特定する積立手帳番号が表記されます。積立組合番号及び積立手帳番号は積立組合だけの固有番号ですから、機構及び事務受託銀行への手続又は連絡の際には、この番号を所定の書類に記入し、又はお知らせください。また、1の(7)に定めるところにより追加で応募を行う場合、機構に対し、積立組合番号を申告する必要があります。
- (5) 積立手帳を譲渡し、又は質入れすることはできません。

7(積立資格の喪失について)

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、積立組合は、各募集年度の積立て毎(積立手帳番号毎)に、その後の積立ての資格を失います。

- (1) 積立組合が、債券購入を行わなかった場合 (22の(5)に定める場合を含みます。)
- (2) 積立組合が、積み立てた債券のすべてにつき買入消却を 受け、かつ、買入消却の請求(以下「買入請求」といいます。) の手続において積立ての中止の意思表示を行った場合
- (3) 積立組合が、やむを得ない理由により債券の保護預りを解除した場合
- (4) 機構の求める手続及び書類の提出がなされない場合
- (5) その他機構が積立ての資格の取消が必要と判断した場合

〔手続についての基本規定〕

8(手続書類の提出方法について)

(1) 本制度における積立組合の手続においては、積立金の振

込みを除き、機構が指定する手続書類を事務受託銀行の取 扱店に郵送することにより行います。書類の提出はすべて 郵便によることとし、持参による提出は受け付けません。

(2) 郵送の期限については、各取引毎に機構が定めます。この期限を過ぎて事務受託銀行に到着した手続書類については、手続が成立しない、又は相当期間遅延することがあります。なお、そのために積立組合に生じた損害については、機構及び事務受託銀行は責任を負いません。

9(取引書類の送付について)

機構及び事務受託銀行から積立組合に送付する本制度の取引・手続に係る書類等は、代表権等の確認書類で届け出られた代表者(以下「届出の代表者」といいます。)あて又は機構が指定する手続書類により積立組合が指定した管理会社(以下「管理会社」といいます。)あてに郵便又はこれに準ずる方法で送付します。

10(手続書類の延着及び未着について)

- (1) 機構又は事務受託銀行の取扱店あてに、積立組合が各取引に必要な各種書類を郵便又はこれに準ずる方法で送付した場合で、当該書類が延着し、又は到達しなかったときには、そのために生じた損害については機構及び事務受託銀行は責任を負いません。
- (2) 9 に定める方法に従い、届出の代表者又は管理会社あて に機構又は事務受託銀行が通知又は送付書類を発送した場 合には、当該書類が延着し、又は到達しなかったときでも 通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11(連絡先)

機構又は事務受託銀行は、届出の代表者に連絡がとれない場合に、マンション管理組合が応募時に届け出た連絡先(23に定めるところにより、連絡先の変更の届出を行った場合は積立組合が届け出た連絡先)に対して、取引に関し連絡することがあります。

〔債券の保護預りについての規定〕

12(保護預りの範囲)

積立組合は、募集年度の積立ての初回の債券購入の手続時に、必ず、機構が指定する書類をあらかじめ提出することで 債券の保護預り依頼を行うものとし、債券は、発行と同時に 機構がこれを全額保護預りします。

13(債券の保管方法)

- (1) 機構が保護預りする債券は、機構が善良なる管理者の注意義務をもって、所定の場所(事務受託銀行)に再寄託し、他の預け主の同銘柄の債券と区別することなく混蔵保管できるものとします。
- (2) 混蔵保管は、大券をもって行うことがあります。

14(告知書の提出)

利子に係る告知書については、12に定める保護預り依頼時に 機構が指定する書類にて、積立組合が事務受託銀行の取扱店 に提出するものとします。

15(取引内容の通知)

募集年度の積立て毎の取引の内容について機構は、取引の都 度発行する計算書等によりお知らせします。

16(残高の通知)

機構は、募集年度の積立て毎の残高の明細を記載した残高証明書を、年1回、積立組合が応募時に届け出た希望時期に、 届出の代表者又は管理会社に送付します。

17(債券の払出し)

保護預りされた債券については、買入消却、利払及び満期償還の際に、その対象となる債券(利払の場合は利札のみ)に限り払出しを行い、19から21までに定める方法により利息、償還金及び買入代金を支払います。

18(譲渡又は質入れの禁止)

この保護預りに伴う一切の権利について、譲渡又は質入れすることはできません。

19(利息、償還金等の受取方法)

保護預りの債券の利息、償還金及び買入代金については、20 に定める元利金自動振込先口座に振り込みます。機構及び事 務受託銀行の店頭にて受け取ることはできません。

20(元利金自動振込先口座の指定)

- (1) 積立組合が12に定める保護預り依頼を行うに際しては、必ず機構の指定する書類を提出することにより、利息、償還金、買入代金、振込みの返戻金その他一切の取引に係る資金の振込先とする預金口座(以下「元利金自動振込先口座」といいます。)を指定するものとします。ただし、既にそれ以前に募集年度の積立てを行い、元利金自動振込先口座を指定している積立組合については、改めて元利金自動振込先口座を指定している積立組合については、改めて元利金自動振込先口座を指定する必要はありません。
- (2) 積立組合は元利金自動振込先口座を変更する場合には、 機構の指定する書類の提出により元利金自動振込先口座変 更の手続をするものとします。
- (3) 積立組合は、元利金自動振込先口座を、1口座のみ指定するものとします。
- (4) 元利金自動振込先口座に指定する預金口座は、積立組合 自身の預金口座を指定することとし、かつ口座名義に積立 組合のマンション管理規約に定められた積立組合の名称が 明記されているものに限ります。
- (5) 機構又は事務受託銀行が(1)から(4)までに基づき元利金自動振込先口座に指定された口座に、21に定めるところにより利息、償還金、買入代金及び振込みの返戻金その他一切の取引に係る資金の振込みを行った場合は、いかなる損害が生じても機構及び事務受託銀行は責任を負いません。

21(利息、償還金等の元利金自動振込先口座への振込み)

- (1) 事務受託銀行は、各債券の利払日に、元利金自動振込先口座に利息を振り込みます。
- (2) 事務受託銀行は、各債券の償還日に、元利金自動振込先口座に償還金を振り込みます。
- (3) 買入消却を行う場合、事務受託銀行は、各債券につき機構の定める買入代金の交付日(以下「買入日」といいます。) に、元利金自動振込先口座に買入代金及び利息を振り込みます。
- (4)(1)から(3)までによる振込みは、各募集年度の積立て毎(積立手帳番号毎)に合算して行うことができるものとします。
- (5) 機構及び事務受託銀行に責任を帰すべきでない理由により、(1)から(4)までによる振込みが遅延した場合には、そのために生じた損害について、機構及び事務受託銀行は責任を負いません。
- (6) (1)から(4)までによる振込みに係る振込手数料は無料とします。ただし、機構及び事務受託銀行に責任を帰すべきでない理由により、(1)から(4)までによる振込みについて組戻又は再振込みが必要となったときは、組戻手数料及び振込手数料は積立組合の負担となります。この場合、事務受託

銀行は、組戻額又は再振込額の中から事務受託銀行所定の 手数料相当額を差し引いて振り込みます。

(7) 債券の購入に際して積立組合から事務受託銀行に振り込まれた資金につき、返金の必要が生じたときは、振込手数料は積立組合の負担となります。この場合、事務受託銀行は、振込額の中から事務受託銀行所定の手数料相当額を差し引いて振り込みます。

(債券の積立てについての規定) 22(積立手続等)

- (1) 毎年の債券の購入に当たっては、積立組合は、募集年度の積立ての初回の債券購入手続の際、機構が定める積立金の振込受付期間(以下「積立金振込受付期間」といいます。)内に、機構所定の振込依頼書にて、全国銀行データ通信システム(全銀システム)による振込みが可能な国内の金融機関から、事務受託銀行の指定する口座に当該債券に係る抵込金に充当されるまでの間、これを「申込証拠金」といいます。)を振り込むとともに、機構が定める積立てに必要となる書類の受付期間(以下「積立必要書類返送受付期間」といいます。)内に、機構の指定する書類を事務受託銀行の取扱店に郵送してください。この場合、振込みに係る振込手数料は積立組合の負担となります。
- (2) 9 に定めるところにより機構が届出の代表者又は管理会社にあてて送付した申込証に、何らかの署名がなされて事務受託銀行に提出された場合は、これを積立組合の代表者による債券購入の申込みとみなします。
- (3) 届出の代表者以外の方による署名がなされた申込証が事務受託銀行に提出された場合、(2)により当該申込みは積立組合の代表者によってなされたものとみなします。ただし、機構及び事務受託銀行はこれをもって代表者変更の届出がなされたとは取り扱いませんので、代表者の変更があった場合には、23に定める手続により速やかに届け出て下さい。なお、この手続が遅れたことにより生じた損害については、機構及び事務受託銀行は責任を負いません。
- (4) 申込証拠金は、口座引落及び ATM 利用による払込みはできません。
- (5) 次の①から⑦までの要件のいずれか一つでも満たさない場合、債券の購入はできません。また、①から⑦までの要件を全て満たせば債券の購入は成立し、債券の発行日以後いかなる理由があっても当該購入の取消しはできません。
- ① 積立必要書類返送受付期間内に、申込証その他機構が定める書類が、事務受託銀行の取扱店に到着していること。
- ② 申込証拠金の振込みに当たって、機構所定の振込依頼書が使用されていること。
- ③ 積立組合による債券購入の申込み((2)の場合の申込みを含む。)であること。
- ④ 積立組合が積立ての資格を失っていないこと。
- ⑤ 積立金振込受付期間内に申込証拠金が、事務受託銀行の 指定する口座に振り込まれていること。
- ⑥ 申込証に記載された金額と、振り込まれた申込証拠金の 金額が一致していること。
- ⑦振り込まれた申込証拠金の金額が「50万円(募集年度が 平成14年度以前である場合にあっては100万円)×積立口 数」の算式より算出した金額と一致していること。

- (6) 振り込まれた申込証拠金は、債券の発行日に債券購入の ための払込金に充当されます。また、振込日から債券の発 行日までの利息はつきません。
- (7) 積立組合は、積み立てた債券につき、25に定めるところにより一部又は全部の買入消却を受けた後も、積立組合が積立て中止の申出を行わない限り、積立てを継続することができます。
- (8) 1の(7)に定めるところにより追加して応募し、複数の募集年度の積立てを行っている積立組合は、各募集年度の積立て毎(積立手帳番号毎)に積立ての手続書類を提出してください。また、積立てに係る振込みについても、機構所定の振込依頼書を使用して各募集年度の積立て毎(積立手帳番号毎)に各々振込みを行うこととし、各募集年度の積立てに係る債券毎の金額の合計金額での振込みは行うことはできないものとします。積み立てている各募集年度の積立ての手続が行われない場合は、手続がされなかった募集年度の積立てにつき、積立ての資格を失います。
- (9) 申込証拠金の振込手続において、積立組合が機構所定の 振込依頼書を使用しなかったことにより、機構及び事務受 託銀行が振込みを行った積立組合を特定できない場合、積 立ての手続ができず、振込金の返金ができなくなることが あります。そのために生じた損害は、機構及び事務受託銀 行は責任を負いません。

(届出事項の変更等についての規定)

23(届出事項の変更等)

- (1) 機構に届け出た代表者の氏名及び住所、積立組合の名称及び所在地、連絡先その他の変更並びに募集年度の積立ての初回の債券購入の手続時に届け出た届出印、元利金自動振込先口座その他の届出事項の変更(以下「届出事項の変更」といいます。)があった場合には、届出の代表者(代表者の変更の場合は、変更後の代表者)は、直ちに事務受託銀行の取扱店に対し、機構が指定する手続書類により届け出てください。この場合、機構の指定する事項の変更については、積立手帳を併せて提出してください。この届出の前にこの届出を行わなかったことにより生じた損害については、機構及び事務受託銀行は責任を負いません。
- (2) 1の(7)に定めるところにより追加して応募し、複数の募集年度の積立てを行っている積立組合が届出事項の変更の手続を行う場合は、すべての募集年度の積立てについての手続となります。
- (3) 届出事項の変更の手続から、機構及び事務受託銀行から送付される書類及び郵送物の宛先等についての届出事項の変更の反映までは、相当の期間を必要とする場合があります。これらの反映が完了し次第、機構から届出の代表者又は管理会社にあてて、代表者等変更手続完了のお知らせを送付します。なお、届出印の変更については、事務受託銀行から届出の代表者又は管理会社にあてて、手続が完了した旨を通知します。
- (4) 届出の代表者又は管理会社にあてて機構又は事務受託銀行が通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

〔積立手帳・届出印の紛失等についての規定〕 24(積立手帳・届出印の紛失等)

- (1) 積立手帳や届出印を失った場合には、届出の代表者は直ちに事務受託銀行の取扱店に電話で連絡してください。当該取扱店は直ちに届出事項の変更受付、買入請求受付の停止の措置を行うとともに、利払、買入消却及び満期償還の各取引に係る支払の停止の措置を行います。この連絡の前に生じた損害及び支払の停止の措置による損害については、機構及び事務受託銀行は責任を負いません。
- (2) 1の(7)に定めるところにより追加して応募し、複数の募集年度の積立てを行っている場合、(1)に定める届出事項の変更受付の停止の対象は、積立組合が積立てを行っている全ての募集年度の積立てが対象となります。また、買入請求受付の停止並びに利払、買入消却及び満期償還の各取引に係る支払の停止は、積立手帳又は届出印を失った場合には、積立組合が積立てを行っている全ての募集年度の積立てに係る債券が対象となります。
- (3) 機構及び事務受託銀行は、(1)の支払の停止の措置について、当該取引が予定されている日の2営業日前以後に連絡された場合、当該取引の支払停止はできないことがあります。停止の措置ができないことにより生じた損害については、機構及び事務受託銀行は責任を負いません。
- (4)(1)の事務受託銀行への連絡の後、直ちに機構が指定する 書類を、事務受託銀行の取扱店へ提出してください。
- (5) 届出事項の変更受付の停止の解除、買入請求受付の停止の解除並びに積立手帳の再発行、利払、買入消却及び満期 償還の各取引に係る支払停止の解除については、機構所定 の手続を行った後に行います。この場合、相当の期間を必 要とすることがあります。

(買入消却(中途換金・解約)についての規定) 25(買入消却等)

- (1) 買入消却の手続は、各募集年度の積立毎(積立手帳番号毎) に行います。1の(7)に定めるところにより追加して応募し、 複数の募集年度で積立てを行っている積立組合については、 それぞれの積立てについて一部又は全部の買入消却を請求 できます。
- (2) 積立組合は、次の①又は②の場合に限り保護預り債券の全部又は一部について買入消却を請求できるものとします。
- ① マンション共用部分の改良工事を行う場合(各募集年度の積立毎(積立手帳番号毎)に積立開始日の翌日から1年を経過している場合で、機構による審査を受け、機構が承認したときに限ります。)
- ②マンションに係る不慮の事故等への対応の場合 (機構による審査を受け、機構が承認した場合に限ります。)
- (3) 積立組合は積み立てた債券につき、発行後2か月以内の 債券及び買入日が属する月に満期償還を迎える債券を除き、 1口50万円(募集年度が平成14年度以前である場合にあっ ては1口100万円)単位で、募集年度の積立て毎(積立手帳 番号毎)に発行日の古い債券から順に買入消却を受けるこ ととなります。
- (4) 一部の債券の買入消却の場合には、買入消却する口数を指定してください。
- (5) 全部を買入消却した場合でも、買入請求手続の際に積立組合からの積立てを中止する旨の申出がない限り、次回か

らの積立てを継続できます。

(6) 買入代金の額は、額面金額とします(買入価額は額面100円につき100円とします。)。買入消却を行う場合には、買入日に、買入代金と併せて、直前の利払日の翌日から当該買入日までの経過期間に応じて、機構が定める方法により計算した利息額から源泉徴収税額を差し引いた額を、19から21までに定める方法により支払います。

26(買入消却の手続)

- (1) 買入日は毎月1回とし、毎月10日(その日が銀行休業日の場合は直前の営業日)とします。
- (2) 買入消却の手続の際は、機構が定める債券買入請求書に届出の代表者の氏名・住所及び届出の代表者以外の会計担当役員等の氏名・連絡先等を記入し、届出印を押印の上、(3)に定めるとおり事務受託銀行の取扱店に到着するよう買入消却を行う債券に係る積立手帳とともに提出してください。(3)に定めるとおりに到着しない場合、それにより生じた損害については、機構及び事務受託銀行は責任を負いません。
- (3)(2)に定める債券買入請求書及び積立手帳の提出については、買入日の属する月の前月1日から同月15日までの消印を得て、買入日の属する月の前月20日までに事務受託銀行の取扱店に到着するよう郵送してください。
- (4) 買入消却は各募集年度の積立て毎(積立手帳番号毎)に何回でも請求することができます。ただし、同一募集年度の積立て(同一積立手帳番号)の同一買入月において買入消却を複数回請求することはできません。
- (5) 買入消却に際しては、債券買入請求書に記載された届出の代表者以外の会計担当役員等に対して、機構から買入消却の意思確認をさせていただきます。買入日の属する月の前月末日(その日が銀行休業日の場合は直前の営業日)までに買入消却の意思確認がとれ次第、買入消却の手続を進めさせていただきます。この買入消却の意思確認がとれず、買入消却の手続を進めることができなかった場合、そのために生じた損害については機構及び事務受託銀行は責任を負いません。
- (6) 買入消却の受付手続が完了し次第、買入計算書が届出の 代表者又は管理会社あてに送付されます。当該代表者は買 入消却の内容と、元利金自動振込先口座を確認した上で、 誤りがあれば事務受託銀行の取扱店に直ちに連絡してくだ さい。この連絡が買入日の属する月の前月末日までにない 場合、そのために生じた損害については機構及び事務受託 銀行は責任を負いません。

(利払についての規定)

27(利払等)

- (1) 各債券の利払日は、年1回、2月20日(その日が銀行休業日の場合は直前の営業日)とします。
- (2) 各債券の利払日には、債券発行時に各債券毎の機構が定める方法により計算した利息額から源泉徴収税額を差し引いた後の金額を、19から21までに定める方法により支払います。
- (3) 利払に先立って、利金支払のご案内が届出の代表者又は管理会社あてに送付されます。当該代表者は送付された利金支払のご案内について、利払内容と、元利金自動振込先

口座を確認した上で、誤りがあれば事務受託銀行の取扱店に直ちに連絡してください。この連絡が利払日の属する月の10日までにない場合、そのために生じた損害については機構及び事務受託銀行は責任を負いません。

(4) 積立組合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第58条第1項又は第2項の規定により法人番号が指定されたときは、当該法人番号を速やかに機構に提出してください。

〔満期償還についての規定〕

28(満期償還等)

- (1) 満期償還日は、各債券毎に発行時に機構が定める日(その日が銀行休業日の場合は直前の営業日)とします。
- (2) 満期償還日まで保有した債券については、各債券の満期 償還日にその償還金を、19から21までに定める方法により 支払います。
- (3) 満期償還に先立って、満期償還金支払のご案内が届出の代表者又は管理会社あてに送付されます。当該代表者は送付された満期償還金支払のご案内について、満期償還の内容と、元利金自動振込先口座を確認した上で、誤りがあれば直ちに事務受託銀行の取扱店に連絡してください。この連絡が満期償還日の属する月の10日までにない場合、そのために生じた損害については機構及び事務受託銀行は責任を負いません。
- (4) 満期償還日後は利息は付きません。

(本制度の利用における情報提供についての規定) 29(積立組合への情報提供)

債券購入の実績がある積立組合のうち、機構に保護預りされた債券の残高が存在する積立組合又は購入した債券を全て買入消却している積立組合で、今後も積立ての継続を希望しているものに対しては、マンション管理に関する有益な情報を掲載した情報誌を定期的に送付する等の措置を行います。

(アンケートへの協力依頼についての規定)

30 機構又は機構の委託を受けた者が、29に定める情報誌等を 作成することを主な目的として積立組合の代表者あてにアン ケート調査の協力をお願いすることがあります。

(反社会的勢力の排除)

- **31** 積立組合 (積立組合を構成する区分所有者を含みます。31 において同じ。) は、次の(1)から(3)までを機構に対して誓約します。
 - (1) 積立組合が本制度利用中の全ての段階において次の①から⑦までに掲げる者のいずれにも該当せず、これらの者のいずれとも関係(これらの者を経営に実質的に関わらせること、これらの者に資金供給又は便宜供与すること、これらの者を従事者とすること等を含む。以下同じ。)がないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当せず、関係がないことを確約すること。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ④ 暴力団準構成員
 - ⑤ 暴力団関係企業

- ⑥ 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団 等
- ⑦ その他①から⑥までに準ずる次のいずれかに該当する 者
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的 又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は 暴力団員を利用するなどしている者
 - ロ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又 は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団 の維持、運営に協力し、又は関与している者
- ハ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係 を有している者
- ニ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これ を不当に利用するなどしている者
- (2) 積立組合自ら又は第三者を利用して次の①から⑤までに 該当する行為を行わないこと。
- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて機構の信用を毀損し、又は機構の業務を妨害する行為
- ⑤ その他①から④までに準ずる行為
- (3) (1)の①から⑦までに掲げる者のいずれかに該当し、これらの者のいずれかと関係し、若しくは(2)の①から⑤までの

いずれかに該当する行為をし、又は(1)に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、積立組合は、次の①又は②の措置について一切の異議等を述べないで応じること。

- ① 機構が積立組合の承諾を得ることなく既に積み立てた 債券を中途償還すること。
- ② 機構は積立組合に対して積立継続を認めないこと。

〔本規定の変更の場合の扱い〕

32 本規定を変更する場合には、機構ホームページでお知らせします。

(附則)

- その1 事務受託銀行はみずほ銀行とし、取扱店は同行本店とします。
- その2 2000年度募集に係る積立手帳に記載されている「元利 金受取口座」については、本規定上の「元利金自動振 込先口座」を指すものとします。
- その3 2000年度募集に係る保護預り申込書兼告知書に記載されている「申込証拠金受付期間(積立金の払込期間)」については、この手続規定上の「積立金振込受付期間」を指すものとします。

【ご注意】機構及び事務受託銀行の責任によらない損害の規定について

次のとおり、機構及び事務受託銀行の責任によらない損害が生じた場合には、いかなる損害が生じても、機構及び事務受託銀行は責任を負いません。

手続規定3の(3)抜粋

代表者が、書類の記入、押印その他の手続に必要な行為を行った場合、そのためにいかなる損害が生じても、代表者の過失又は悪意の有無にかかわらず、機構及び事務受託銀行は責任を負いません。また、代表者以外の方が、書類の記入、押印その他の手続に必要な行為を行った場合、そのためにいかなる損害が生じても、機構及び事務受託銀行は責任を負いません。

12

購入の特典

「マンションすまい・る債」を購入した管理組合は、次の特典をご利用いただけます。 特典は、初回の債券購入から債券の残高がなくなるまでご利用いただけます。

特**1**典

マンション共用部分リフォーム融資の金利を年0.2%引き下げます。

管理組合が機構の「マンション共用部分リフォーム融資」をご利用される際、 購入していない管理組合に比べ、金利を年0.2%引き下げます。

※「マンション共用部分リフォーム融資」の申込時点で残高があることが必要です。

マンション共用部分リフォーム融資の保証料が2割程度割り引かれます。

((公財) マンション管理センターに保証委託する場合)

管理組合が機構の「マンション共用部分リフォーム融資」をご利用される際、(公財)マンション管理センターへ保証委託する場合は、購入していない管理組合に比べ、保証料が2割程度割り引かれます。

^特2^典

- ※購入を継続している管理組合が購入した債券を全て中途換金し、残高がなくなった場合でも、中途換金手続時に次回以降の継続購入を希望していれば、ご利用いただけます。
- ※この冊子の作成日(2021年11月)現在、(公財)マンション管理センターへ 保証委託する場合に同センターが実施している特典であり、今後、取扱いの 変更等が生じることがあります。
- ※「マンション共用部分リフォーム融資」については、44ページをご覧ください。

また、機構が主催する管理組合等向けのマンション管理・再生(以下「マンション管理等」といいます。)に役立つセミナーのご案内や地方公共団体、関係団体等が実施するマンション管理等に関するセミナーの開催情報やマンション管理等に役立つ情報等を提供しています。

マンション共用部分リフォーム融資のご案内

マンション共用部分リフォーム融資とは、分譲マンションの共用部分の改良工事に要する費用を対象とした融資です(以下の情報は融資金利を除き2021年11月現在のものです。)。

特 長

本融資には5つの特長があります。

【特長①】全期間固定金利

・借入申込み時点で返済額が確定しますので、返済計画が立てやすく、管理組合の合意形成がしやすくなります。

【特長②】法人格の有無を問いません。

・法人格の有無を問わずお申込みいただけます。

【特長③】担保は不要です。

・(公財)マンション管理センターの保証を利用する場合は、担保不要でお申込みいただけます。

【特長④】耐震改修工事又は浸水対策工事を行うことにより、融資金利を一定程度(※1)引き下げます。

・耐震改修工事(※2)又は浸水対策工事(※3)を行う場合に対象となります。

【特長⑤】マンションすまい・る債の購入により、融資金利を年0.2%引き下げます。

- ・借入申込み時点でマンションすまい・る債を購入している場合は、通常の融資金利から年0.2%引き下げます。
- ※ 1 金利の引下げ幅につきましては、毎月見直します。
- ※ 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に定める計画の認定を受け耐震改修を行うもの等が対象になります。 詳しくは、46ページのお問合せ先にお問合せください。
- ※3 「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン(令和2年6月(国土交通省・経済産業省))」に規定された浸水対策工事のうち、機構が定める工事(止水板又は防火扉の設置等)を行うものが対象となります。詳しくは46ページのお問合せ先にお問合せください。

融資金利 (返済期間が1年以上10年以内の場合)

IJ	フォーム融資の種類	融資金利	マンションすまい・る債 積立組合向け融資金利		
マンシ	ョン共用部分リフォーム	年0.70%	年0.50%		
	耐震改修工事又は浸水対 策工事を伴う場合	年0.42%	年0.22%		

- ※上記金利は、2021年10月現在のものです。融資金利は毎月見直します。
- ※最新の金利は、機構のホームページ(https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/mansionreform/jouken.html)でご確認ください。

商品概要

詳細は機構 HP の「マンション共用部分リフォーム融資のご案内(詳細版)」をご覧ください。 URL:https://www.jhf.go.jp/files/100011980.pdf

資金使途	マンション管理組合がマンションの共用部分の改良工事を行うための資金※1 (ローンのお借換えには利用できません。)
ご利用いただける管理組合	1 次の事項等が管理規約又は総会の決議※2で決められていること。 ① マンション共用部分の工事をすること。 ② 機構から資金を借り入れること(借入金額・借入期間・借入予定利率等)。 ③ 本返済には修繕積立金を充当すること。 ④ (公財) マンション管理センターに保証委託すること。 ⑤ 組合員、業務、役員、総会、理事会及び会計に関する事項 2 管理規約において管理費又は組合費により充当すべき経費に修繕積立金を充当できる旨の定めがないこと。 3 修繕積立金が一年以上定期的に積み立てられており、滞納割合が原則として10%以内であること。また修繕積立金が管理費や組合費と区分して経理されていること。 4 マンションの管理者又は管理組合法人の代表理事が原則として当該マンションの区分所有者(自然人)の中から選任されていること。 5 反社会的勢力と関係がないこと※3。
融資額の上限	以下の①又は②のいずれか少ない額が融資額の上限となります。 (融資額は10万円単位で、最低額は100万円です(10万円未満切捨て)。) 【工事費等から決まる融資額の上限】 ①融資対象工事費(-補助金) 【管理組合の修繕積立金から決まる融資額の上限】 ②毎月徴収する修繕積立金*4×80%以内*5÷毎月の返済額*6×100万円(*)既に他の借入れがある場合は、今回の融資額に係る借入金の毎月の返済額に当該借入れに係る毎月の返済額を加えた額が、毎月徴収する修繕積立金額の80%以内であることが必要です。
返済期間	1年以上10年以内(1年単位)※7
担保	不要
保 証 人・ 保 証 料	(公財) マンション管理センターの保証をご利用いただきます。 なお、保証料はお客さまの負担となります。
火災保険	必要ありません。
返済方法	元利均等返済又は元金均等返済
手 数 料	・融資手数料:必要ありません。 ・繰上返済手数料:必要ありません。

- ※1 専門家による調査設計の実施、耐震診断の実施、長期修繕計画の作成等のみを実施する場合も融資の対象となります。この場合、改良工事を実施する場合と手続等が異なりますので、詳細は次ページのお問合せ先にお問合せください。
- ※ 2 決議を行う総会において、「商品概要説明書」等、機構所定の書式を配布した上で理事長 等が内容を説明し、その旨を当該総会の議事録に記載していただく必要があります。
- ※3 マンション管理組合の組合員が反社会的勢力に該当する場合、住戸が反社会的勢力の事務

所等として使用されている場合等もご融資できません。

- ※4 返済額に充当するために返済期間中一定額を徴収する場合には、その額を含みます。
- ※ 5 修繕積立金の滞納割合が10%超20%以内である管理組合がお借入れいただくためには、一 定の条件を満たした上で、60%以内とする必要があります
- ※6 借入金100万円当たりの毎月の返済額をいいます。
- ※7 一定の工事を行う場合、返済期間を最長20年間とすることができます。また、返済期間が 11年以上20年以内の場合は、融資金利等が異なります。 詳しくは、下記のお問合せ先にお問合せください。

【ご注意】

- ●審査の結果、お客さまのご要望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ●上記は(公財)マンション管理センターへ保証を委託する場合の融資条件です。保証を委託しない場合は、融資条件が異なります。
- ●マンションすまい・る債の応募要件と本融資要件は異なりますのでご注意ください。

マンション共用部分リフォーム融資に関するお問合せ先

支 店 名	営業エリア	電話番号
北海道支店	北海道	☎ 011-261-8305
東北支店	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	☎022-227-5036
本 店 マンション・まち づくり支援部	栃木県・群馬県・新潟県・長野県・東京都・神奈川県・茨城県・埼玉県・千葉県・山梨県・静岡県	☎03-5800-9366
東海支店	岐阜県・愛知県・三重県	☎ 052-971-6903
近畿支店	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・富山県・石川県・福井県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県	☎06-6281-9266
中国支店	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県	☎ 082-221-8653
九州支店	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	☎092-233-1509

第2章 ご使用いただく書類の記入例

1 初回の購入を行う時

(1) 保護預り申込書兼告知書

あらかじめ印字されている部分です (記入不要)。

※この部分を変更する場合は、印字部分に届出印で訂正印を押印の上、枠内に加筆修正してください。また、51、52ページをご参照いただき、併せて変更手続をお願いします。

全てご記入ください。

※代表者氏名欄は必ず自署してください。

あらかじめ印字されている部分です (記入不要)。

〈法人番号の指定を受けている積立組合〉

「法人番号の指定」欄の「有」に○を記入した上で、マイナンバー制度開始に伴い指定された法人番号を記入してください。

〈法人番号の指定を受けていない積立組合〉

「法人番号の指定」欄の「無]に○を記入してください。

※太枠の中を記入・押印し、必要書類(マンションすまい・る債のしおり みずは銀行(事務受託銀行)あてご返送ください。 記入・押印後に必要に応じてコピーをとり、控えとして保管してくだ。

住宅金融支援機構債券(保護預り申)

独立行政法人住宅金融支援機構 殿

記

入箇所

__※この欄を訂正する場合は、届出印で訂正印を押印してく変更手続を必ず行ってください。

積立組合番号 T000-0000 マンション管理組合の 東京都文京区 在 抽 後楽〇-〇-〇 マンション管理組合名 後楽コーポ管理組合 代表者の氏名 後 太 郎 (自署) 都道 文京 東京 府県 代表者の住所 後楽コーポ 101 号室

私はマンションすまい・る債のしおりの内容を了承の上、 る住宅金融支援機構債券(区)(以下「債券」という。)の保 の支払の取扱いを依頼します。

また、併せて所得税法第224条及び所得税法施行令第3

【債券積立のスケジュール及び各回の利息の支払期日】

槓立	甲 込 証 拠 金 受 付 期 間	債券発行日	
回数	(積立金振込受付期間)	貝分九门口	
绺 1 同	2021年11月22日	2022年	2
第1回	~2022年 2月3日	2月21日	
答り同	2022年11月中旬	2023年	2
第2回	~2023年 2月上旬	2月20日	
第3回	2023年11月中旬	2024年	2
先 3 凹	~2024年 2月上旬	2月20日	
第4回	2024年11月中旬	2025年	2
先 4 凹	~2025年 2月上旬	2月20日	
第5回	2025年11月中旬	2026年	2
免 り 凹	~2026年 2月上旬	2月20日	
第6回	2026年11月中旬	2027年	2
弗 0 凹	~2027年 2月上旬	2月20日	
第7日	2027年11月中旬	2028年	2
第7回	~2028年 2月上旬	2月20日	
第8回	2028年11月中旬	2029年	2
売 0 凹	~2029年 2月上旬	2月20日	
第9回	2029年11月中旬	2030年	2
毎 9 凹	~2030年 2月上旬	2月20日	
第10回	2030年11月中旬	2031年	2
新10 凹	~2031年 2月上旬	2月20日	

※いずれの債券も中途換金を行う際は、中途換金日直前の利が定める方法により利息を支払います。

(金融機関使

【金融機関チェック欄】

 告知書
 1. 管理規約
 2. 登記簿謄本又は確認書類

 確認書類
 5. 運転免許証コピー
 6. 健康保険証コピ法人番号

 法人番号
 1. 法人番号指定通知書コピー

 確認書類
 2. 「国税庁法人番号公表サイト」検索結果(6)

処理日

= 月 [

※この書類のほか、ご提出いただく書類等は10、11ページをご覧ください。

10-11 ページ参照) とともに、	
(v _°	
マンションすまい・る債)	
込書兼告知書	
西暦 ○○○ 年	○○月 ○○日
ぎさい。また「マンション す まい・る債 <i>0</i>	のしおり」を参照の上、
	届出印

上記マンション管理組合の総意に基づき、下記積立手帳番号に係 護預りを申し込み、併せて保護預り中の債券に係る元金及び利金

39条第3項の規定に基づき、下記のとおり告知します。

市区後楽○−○−○

債券の種別 公社債等 己入がない場合には、「無」とみなしますのでご注意ください。)

償還期限 利息の支払期日 032年 2023年2月20日を初回としてその後償還 2月20日 期限までの毎年2月20日に利息を支払う 033年 2024年2月20日を初回としてその後償還 2月20日 期限までの毎年2月20日に利息を支払う 034年 2025年2月20日を初回としてその後償還 2月20日 期限までの毎年2月20日に利息を支払う 2026年2月20日を初回としてその後償還 035年 期限までの毎年2月20日に利息を支払う 2月20日 036年 2027年2月20日を初回としてその後償還 2月20日 期限までの毎年2月20日に利息を支払う 2028年2月20日を初回としてその後償還 037年 2月20日 期限までの毎年2月20日に利息を支払う 038年 2029年2月20日を初回としてその後償還 期限までの毎年2月20日に利息を支払う 2月20日 2030年2月20日を初回としてその後償還 039年 期限までの毎年2月20日に利息を支払う 2月20日 040年 2031年2月20日を初回としてその後償還 2月20日 期限までの毎年2月20日に利息を支払う 2032年2月20日を初回としてその後償還 041年 2月20日 期限までの毎年2月20日に利息を支払う

|息の支払期日の翌日から中途換金日までの経過期間に応じ、機構

全部事項証明書 3. 印鑑証明書 4. 住民票 ー 7. その他(

か月以内)

権限者	精査	担当者	照合
1			

●書き損じの場合は、二重線で訂正の上、 届出印を押印してください。

※実際の記入に際しましては、黒又は青のボールペンでご記入ください。また消せるボールペンは使用しないでください。次ページ以降も同様です。

記入日をご記入ください。

「届出印の登録及び元利金自動振込依頼書」により届け出ていただく印鑑(注)を鮮明に押印してください。

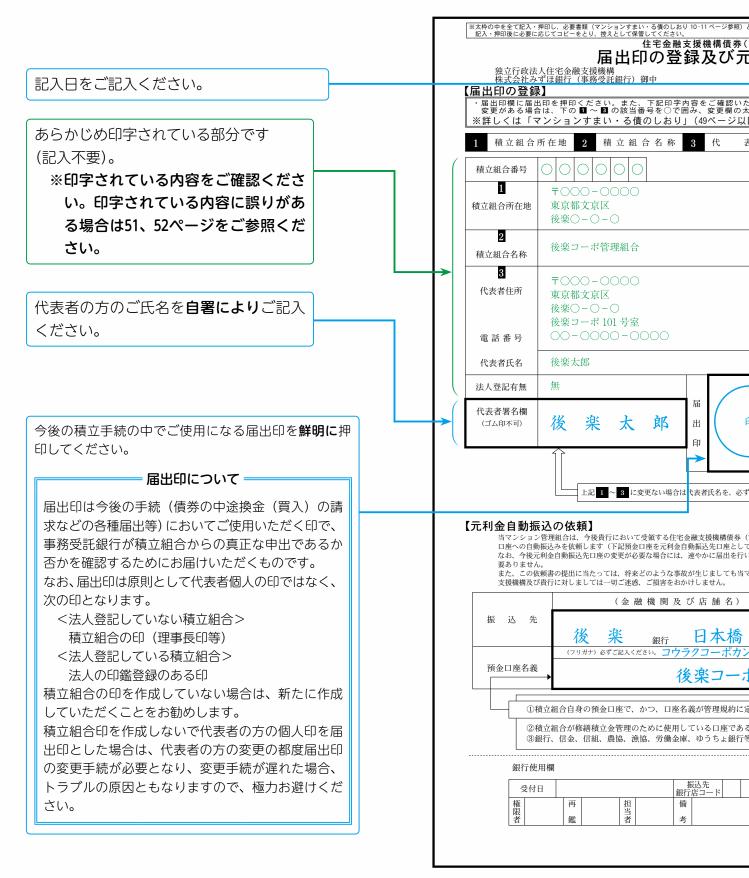
(注)過去に債券を購入した積立組合が新たに購入する場合は現在登録されている 印鑑

今後の債券購入のスケジュール (予定) です。内容をご確認ください。

ご記入いただきましたら、必要書類(10、11ページ 参照)とともに、みずほ銀行宛てご返送ください。 ※控えが必要な場合はコピーをとり、大切に保管してください。

1 初回の購入を行う時

(2)-1 届出印の登録及び元利金自動振込依頼書(印字内容に変更がない場合)※応募



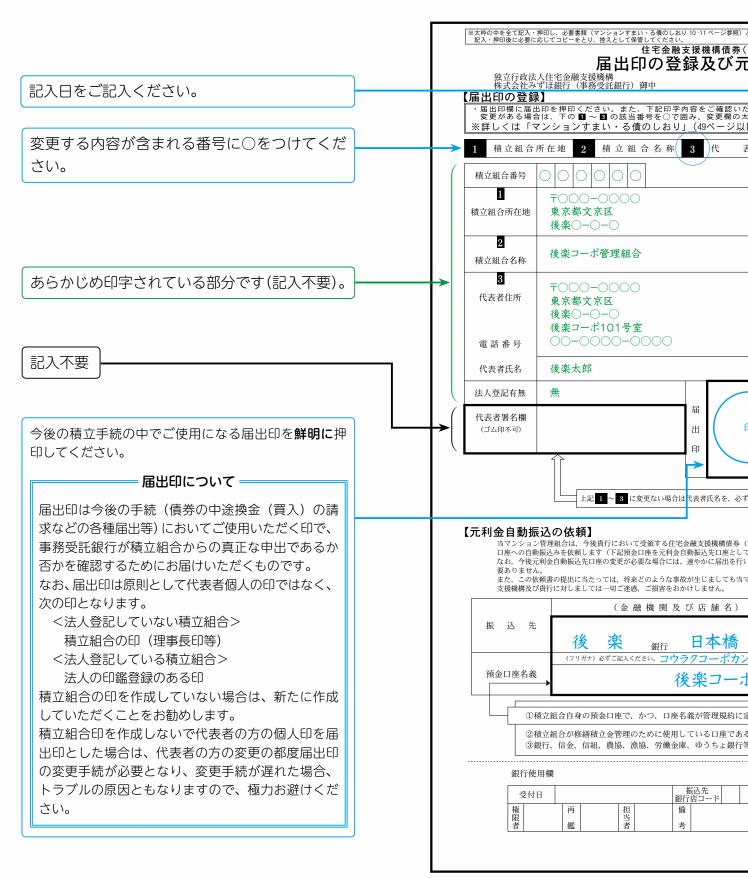
※この書類のほか、ご提出いただく書類等は10、11ページをご覧ください。

算時から現在までに代表者の方等に変更がない場合

ともに、みずは銀行(車務受託銀行)あてご返送ください。 マンションすまい・る債) 利金自動振込依頼書	●書き損じの場合は、二重線で訂正の上、 届出印を押印してください。
可暦○○○年○○月○○日	/MH-1-511-1-5 C 1/2-C 0
だき、変更がない場合は、代表者署名欄にご署名ください。 枠内は、変更する内容にかかわらず、全てご記入ください。 锋)をご参照ください。	
者	
変 更 欄	記入不要 利息、償還金及び中途換金の代金のお受取に ご使用される口座の情報を正確にご記入ください(口座名義(フリガナを含みます。)は省略せずにご記入ください。)。 元利金自動振込先口座について ご指定いただく口座は、修繕積立金の管理のための口座で、次の条件を全て満たす口座としてください。 ・積立組合自身の預金口座で、かつ、口座名義が管理規約に定められた積立組合の名称と同一である。 ・普通預金又は当座預金(定期預金、金銭信託等はご指定できません。) ・銀行のほか、信用金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、漁業協同組合、労働金庫、ゆうちょ銀行等の国内店舗の口座(証券会社及び保険会社の口座はご指定できません。) この条件を満たす口座がない場合は、条件を満たす口座を新たに開設していただきますようお願いします。 過去に債券を購入した積立組合が新たに購入する場合は、現在登録されている元利金自動振込先口座をご記入下さい。
廃止日	ご記入いただきましたら、必要書類(10、11ページ 参照)とともにみずほ銀行宛てご返送ください。
権 再 担 当 者	※控えが必要な場合はコピーをとり、大切に保管してください。

1 初回の購入を行う時

(2)-2 届出印の登録及び元利金自動振込依頼書(印字内容に変更がある場合)※応募



※この書類のほか、ご提出いただく書類等は 10、11ページをご覧ください。

导時から現在までに代表者の方等に変更がある場合

とともに、みずほ銀行(事務受託銀行)あてご返送ください。

:利金自動振込依頼書

マンションすまい・る債)

ごき、変更 作内は、変 ・ハ ナ ご st	でない場合は、代表者署名欄にご署名ください。 で要する内容にかかわらず、全てご記入ください。										
:) をこす	参照ください。										
者	—										
	変 更 欄										
											
	東京 御・道・府・県 文京 市・区・郡										
	番地 ^{1≪木} ○ ○ ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □										
	樹立組合 後楽コーポ管理組合										
											
	東京 都・道・府・県 文京 市・区・郡										
	©町村名 番地 後楽○一○一○										
	号室等 後楽コーポ503号室										
	T E L (○○)-(○○○)-(○○○) フリガナ ジュウ コウ ジ ロウ										
	フリガナ ジュウ コウ ジ ロウ										
	代表者 住 構 次 郎 (自署)										
	届出印は、積立組合印又は理事長印を必ず押印ください(個人印はお選けください。法人登記している積立組合は、印鑑登録されている印を押印ください。)										
	<u>'</u>										
(署名くださ	ίν _ο										
食定します。)	まい・る債)の元利金について、下記の預金 。 込みの度に貴行からの入金先確認の連絡は必										
	迎組合がその責を負い、独立行政法人住宅金融										
	(預金種類・口座番号) フ										
	1) 普通 2) 当座										
支店	日 <u>座</u> 0 0 0 0 0 0 0										
リクミアイ											
管理	組合										
められた積	立組合の名称と同一であること。										
こと。 の口座であ	ること(証券会社及び保険会社の口座は指定できません。)。										

廃止日

担当者

- ●書き損じの場合は、二重線で訂正の上、 届出印を押印してください。
- ●応募受付後にお送りしている「受付及び登録内容のお知らせ(積立手帳別紙)」ハガキの登録内容(申込組合所在地、申込組合名称、代表者住所、代表者氏名、代表者電話番号及び法人登記の有無)に変更があった場合には、他の必要書類(☞ P26~参照※ただし、登録内容の変更届出書を除きます。)を併せてご提出いただくことになります(積立用書類に同封してください。)。特に代表者の方の変更の場合は、29ページを併せてご参照ください。

変更する内容にかかわらず、全て記入してください(フリガナも必ずご記入ください。)。 ※代表者氏名欄は必ず自署してください。

利息、償還金及び中途換金の代金のお受取にご使用される口座の情報を正確にご記入ください(口座名義(フリガナを含みます。)は省略せずにご記入ください。)。

元利金自動振込先口座について

ご指定いただく□座は、修繕積立金の管理のための□座で、次の条件を全て満たす□座としてください。

- ・積立組合自身の預金口座で、かつ、口座名義 が管理規約に定められた積立組合の名称と同 一である。
- ・普通預金又は当座預金(定期預金、金銭信託 等はご指定できません。)
- ・銀行のほか、信用金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫、ゆうちょ銀行等の国内店舗の口座(証券会社及び保険会社の口座はご指定できません。)

この条件を満たす□座がない場合は、条件を満たす □座を新たに開設していただきますようお願いしま す。

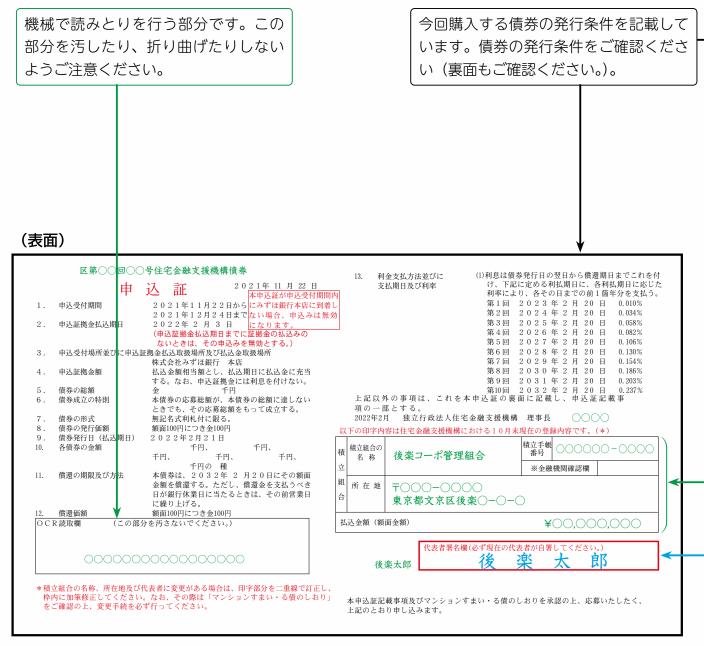
過去に債券を購入した積立組合が新たに購入する場合は、現在登録されている元利金自動振込先口座を ご記入下さい。

ご記入いただきましたら、添付書類(10、11ページ参照)とともにみずほ銀行宛てご返送ください。

※控えが必要な場合はコピーをとり、大切に保管してください。

1 初回の購入を行う時

(3) 申込証



(注)「5.債券の総額」は、機構募集債券の総額になります。 「※金融機関確認欄」は、金融機関の使用欄となります。 ※この書類のほか、ご提出いただく書類等は10、11ページをご覧ください。

(裏面)

面 記 퓲 事 (2)14の(1)から(3)までに基づき本債券の買入消却を行う 募集の受託会社 株式会社みずほ銀行 (20)14の(1)から(3)までに基うき本債券の買入清却を行う 場合には、当該買入清却に係る買入代金の交付日 (以下「買入清却日」という。)に、当該買入清却 直前の上配(1)に定める利払日の翌日から当該買入消却日 までの経過期間に応じ、地立行政法人住宅金融支入 機機備の定める方法により計算した利息額を支払う。 (3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときには、 その前営業日に繰り上げる。 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 事務取扱部署:資本市場部業務第二チーム 東京都千代田区丸の内1-3-3 ての前島米日に繰り上げる。 (4)11に定める償還の期日後は利息を付けない。 (1)買入消却はいつでも行うことができるものとし、住 宅金融支援機構債券の積立者が自ら積み立て独立行政 法人住宅金融支援機構に保管の委託をしている住宅金 買入消却 融支援機構債券につき、第 1 回の積立てから 1 年以上 経過した住宅金融支援機構債券の積立者から当該積立者 の区分所有に係る建築物の共用部分の改良工事を行う 目的で買入請求があったとき又は住宅金融支援機構債券の積立者の区分所有に係る建築物に不慮の事故等 が発生した場合で当該積立者から買入請求があり、 独立行政法人住宅金融支援機構が買入消却を認めた ときは買入消却を行うものとする。 (2)買入消却の価格は、額面100円につき金100円とする。 (3)買入消却日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日 (3)買入消却日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日 に繰り上げる。 株式会社みずほ銀行 本店 株式会社みずほ銀行 本店 本債券の債権者は、独立行政法人住宅金融支援機構法 (平成17年法律第82号)の定めるところにより、独立行 政法人住宅金融支援機構の財産について他の債権者に 先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 ただし、本債券を含めた一般担保債券に係る優先弁済 権は、民法(明治29年法律第89号)の規定による一般の 生取替権に次くものとされ、一般担保債券 買入消却取扱場所 元利金支払場所担保 先取特権に次ぐものとされ、一般担保債券同士での優 先劣後の関係はなく、同順位で担保される。

あらかじめ印字されている部分です (記入不要)。

※積立組合の名称又は所在地を変更する場合は、印字部分を二重線で訂正し、枠内に加筆修正してください。また、51、52ページをご参照いただき、併せて変更手続をお願いします。

現在の代表者の方のご氏名を必ず自署によりご記入ください(ゴム印は使用しないでください。)。

代表者署名欄左側に印字されている代表者が変更されている場合は、印字部分を二重線で訂正し、 代表者署名欄は現在の代表者の方のご氏名を**必ず自署**によりご記入ください(ゴム印は使用しない でください。)。

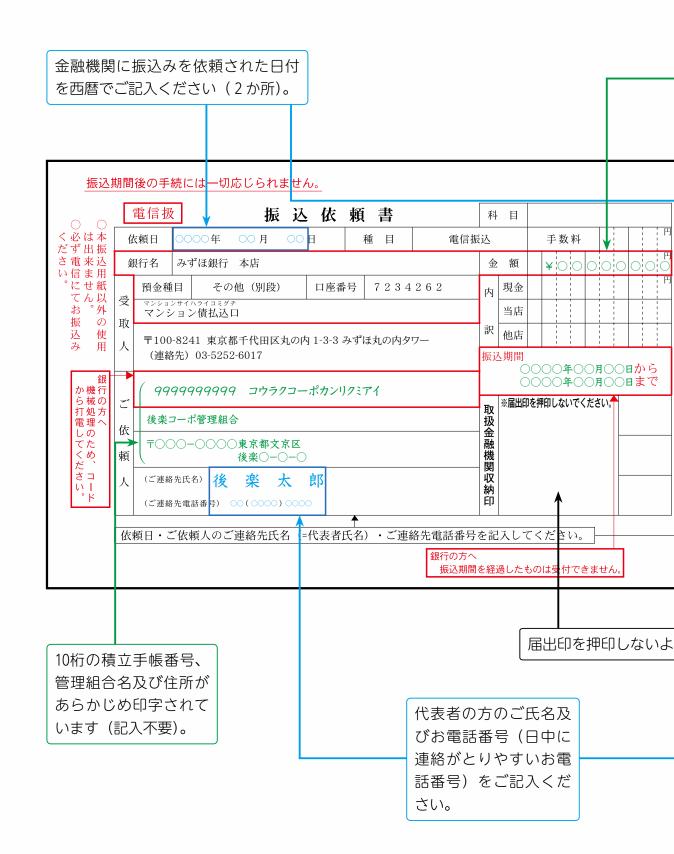
〈記入例〉

| 代表者署名欄(必ず現在の代表者が自署してください。)
| 住構次郎

また、51、52ページをご参照いただき、併せて変更手続をお願いします。 代表者の方の変更の場合は、代表権等の確認書類の提出が必要となりますので、29ページをご参照 ください。

1 初回の購入を行う時

(4) 振込依頼書



●書き損じの場合は、振込みをする金融機 関に訂正方法をご確認ください。

あらかじめ印字されている 部分です(記入不要)。

	「振込依頼書」によりマンションすまい・る債の事務受託銀行であるみずほ銀行に振り込んでください。 積立組合控 積立金の振込みを行った後は、この「振込金受領書」を振込みの証拠書類として、大切に保管してください。														
				$\overline{\ }$	振 込	金受	延領 書	貫	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11						
<u>£</u>		扳	込日	0000年	〇〇月	00日		手数料	F	見 左記の金額正に	受け取りました。				
(手数料		釒	見行名 る	みずほ銀行	本店		金額	¥ 0 0 0 0		銀行受領印					
」は			預金種目	.	他 (別段)		口座番号	7 2 3 4 2 6 2							
お客様	学 受		字 受 販		受助	受取		ゖイハライコミグチョン債払込口							
、切りはなさずに振込みを、お客様のご負担とな	,	人		3241 東京都 記)03-5252		丸の内 1-	3-3 みずほタ	しの内タワー							
に振込みをしてください。		_ 1	9999	999999	コウラク	コーポカ	フンリクミアイ								
してくださ		依	後楽コー	ーポ管理組合	•			-							
\$ \(\),		頼	₹000)-0000	東京都文原 後楽〇-〇		_				- 収入印紙				
	_	人	(ご連絡先	活(氏名) 後	楽 オ	郎									
			(ご連絡先	:電話番号) 〇	0000)	0000									
		-		すまい・る債	`			○○年度募集第							
		į	に対して! にかかる	は、債券発行Ⅰ 振込手数料は	は行わず、 :積立組合の	積立組合(負担とな	こ通知すること り、振込手数	書類の提出がない なく返金させていた 料を控除して返金して返金しの発行日までの利。	cだきます。返st いたしますので	<u> </u>					

うご注意ください。

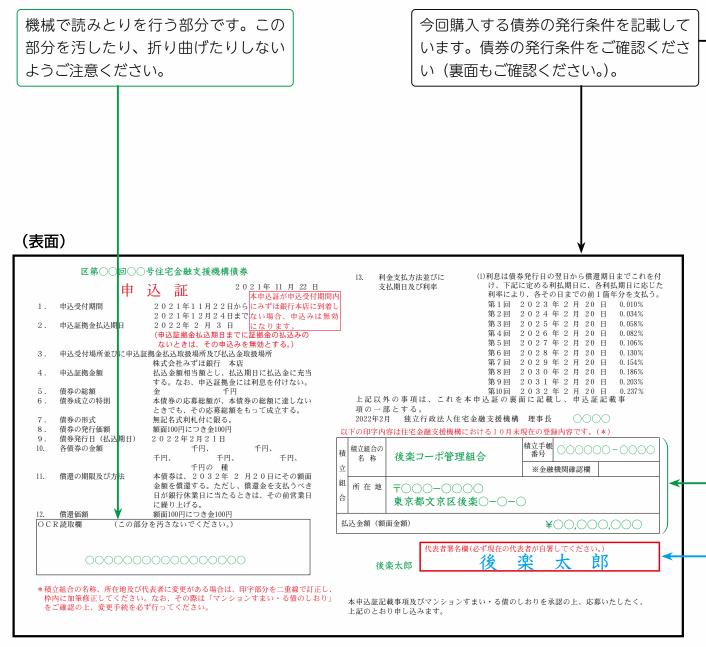
右紙片 (振込金受領書) は振込みの証拠書類となる書類です。 大切に保管してください。

お振込みいただいた積立金(申込証拠金)について、振込みに関する証明書及び債券の発行日までの残高に関する証明書を発行しません。

所定の債券発行日に債券を発行した後、手続が完了し債券を発行した旨を記載した「発行」 通知書」(ハガキ)を機構から積立組合の代表者の方(理事長等)又は積立組合が別途指定し た管理会社宛てに送らせていただきます。

2 2回目以降の購入を行う時

(1) 申込証



(注)「5.債券の総額」は、機構募集債券の総額になります。 「※金融機関確認欄」は、金融機関の使用欄となります。

(裏面)

面 記載事項 (2)14の(1)から(3)までに基づき本債券の買入消却を行う 募集の受託会社 株式会社みずほ銀行 (20)14の(1)から(3)までに基うき本債券の買入清却を行う 場合には、当該買入清却に係る買入代金の交付日 (以下「買入清却日」という。)に、当該買入清却 直前の上配(1)に定める利払日の翌日から当該買入消却日 までの経過期間に応じ、地立行政法人住宅金融支入 機機備の定める方法により計算した利息額を支払う。 (3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときには、 その前営業日に繰り上げる。 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 -事務取扱部署:資本市場部業務第二チーム 東京都千代田区丸の内1-3-3 ての前島米日に繰り上げる。 (4)11に定める償還の期日後は利息を付けない。 (1)買入消却はいつでも行うことができるものとし、住 宅金融支援機構債券の積立者が自ら積み立て独立行政 法人住宅金融支援機構に保管の委託をしている住宅金 買入消却 融支援機構債券につき、第 1 回の積立てから 1 年以上 経過した住宅金融支援機構債券の積立者から当該積立者 の区分所有に係る建築物の共用部分の改良工事を行う 目的で買入請求があったとき又は住宅金融支援機構債券の積立者の区分所有に係る建築物に不慮の事故等 深の相立4の地元が刊名に床る建築物に小地の争取が発生した場合で当該積立者から買入請求があり、独立行政法人住宅金融支援機構が買入消却を認めたときは買入消却の価格は、額面100円につき金100円とする。
(3)買入消却日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日 (3)買入消却日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日 に繰り上げる。 株式会社みずほ銀行 本店 株式会社みずほ銀行 本店 本債券の債権者は、独立行政法人住宅金融支援機構法 (平成17 年法律第82号)の定めるところにより、独立行 政法人住宅金融支援機構の財産について他の債権者 先立って自己の債権の許済を受ける権利を有する。 ただし、本債券を含めた一般担保債券に係る優先弁済 権は、民法(明治29年法律第98号)の規定による一般の 失取特権に次ぐものとされ、一般担保債券間での優 買入消却取扱場所 元利金支払場所担保 先取特権に次ぐものとされ、一般担保債券同士での優 先劣後の関係はなく、同順位で担保される。

あらかじめ印字されている部分です (記入不要)。

※積立組合の名称又は所在地を変更する場合は、印字部分を二重線で訂正し、枠内に加筆修正してください。また、61、62ページをご参照いただき、併せて変更手続をお願いします。

現在の代表者の方のご氏名を必ず自署によりご記入ください(ゴム印は使用しないでください。)。

代表者署名欄左側に印字されている代表者が変更されている場合は、印字部分を二重線で訂正し、 代表者署名欄は現在の代表者の方のご氏名を**必ず自署**によりご記入ください(ゴム印は使用しない でください。)。

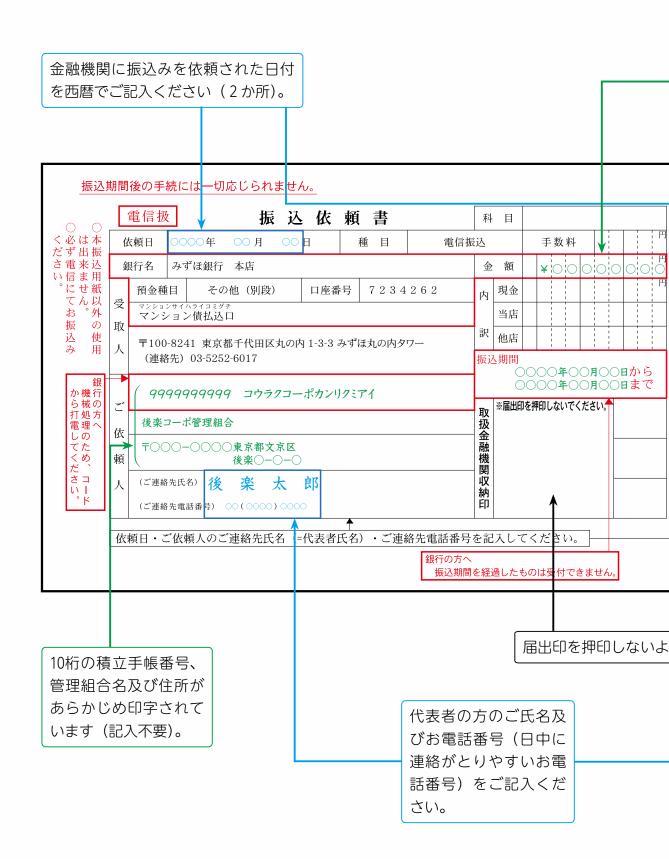
〈記入例〉

後来太部 作表者署名欄(必ず現在の代表者が自署してください。 住構次郎

また、61、62ページをご参照いただき、併せて変更手続をお願いします。 代表者の方の変更の場合は、代表権等の確認書類の提出が必要となりますので、29ページをご参照 ください。

2 2回目以降の購入を行う時

(2) 振込依頼書



●書き損じの場合は、振込みをする金融機 関に訂正方法をご確認ください。

あらかじめ印字されている 部分です(記入不要)。

「振込依頼書」によりマンションすまい・る債の事務受託銀行であるみずに 積立組合控 積立金の振込みを行った後は、この「振込金受領書」を振込みの証拠書											ţい。		
					振 込	金	受領書		電	信扱			
É) (H	振	込日	0000年	○○月	OO H			手数料		円 左記の	の金額正に受け取りる	ました。
(一) 数米に	女	錐	浸行名	みずほ銀行	本店		金 額		¥OOOC		贸 銀行受	受領印	
で (切 オ	1		預金種		他(別段)		口座番号	7	2 3 4 2 6 2				
のりは、	学能	受取		ンサイハライコミグチ ノヨン債払込口									
(切りはなさずに振込みを) お客様のご負担とな	いりごう自日	人		-8241 東京都 3先)03-5252		九の内コ	l-3-3 みずほ <u>;</u>	丸の)内タワー				
に振込みをしてください。	- - - - - - - - -	_ `	999	99999999	コウラク	コーポ	カンリクミアイ	1					
してくださ	1 1	依	後楽二	7ーポ管理組合	<u> </u>			ŀ	-				
さい。)	, 0	頼	ŦOC	0-000	東京都文》 後楽〇一〇								7紙
		人	(ご連絡	先氏名) 後	楽力	良	ß						
			(ご連絡	先電話番号) 〇	0000)	0000							
			マンショ	ンすまい・る債	責			00	○年度募集第	○回積立分			
		:	に対して にかか	Cは、債券発行 る振込手数料は	は行わず、 積立組合の	債立組合 負担とな	に通知するこ なり、振込手数	とな 女料:	類の提出がない私 く返金させていた: を控除して返金し 発行日までの利息	だきます。 返 いたしますので	金 : 、		

うにご注意ください。

右紙片(振込金受領書)は振込みの証拠書類となる書類です。 「積立手帳」とともに大切に保管してください。

お振込みいただいた積立金(申込証拠金)について、振込みに関する証明書及び債券の発行日までの残高に関する証明書を発行しません。

所定の債券発行日に債券を発行した後、手続が完了し債券を発行した旨を記載した「発行」 通知書」(ハガキ)を機構から積立組合の代表者の方(理事長等)又は積立組合が別途指定し た管理会社宛てに送らせていただきます。

3 変更手続時

登録内容の変更届出書

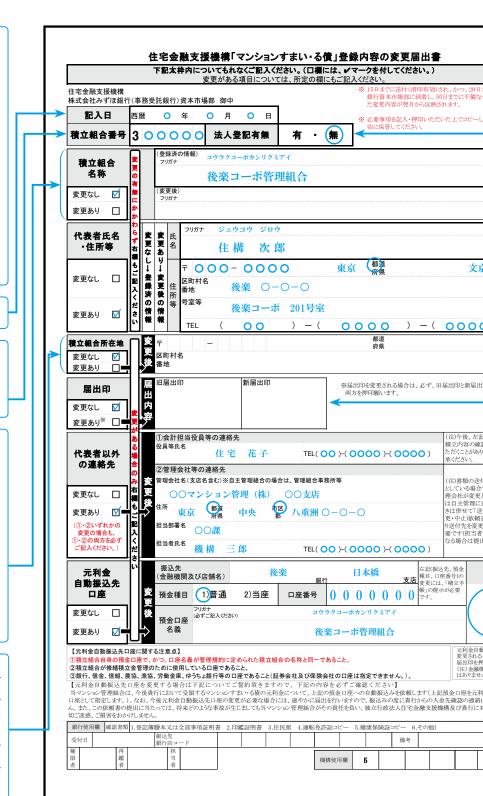
- ・15日までに送付(消印有効)され、 かつ、20日までにみずほ銀行資本市 場部に到着し、同日までに不備なく 処理が終了した内容変更が翌月から 反映されます。
- ・必要事項を記入・押印いただいた上でコピーし、控えとして大切に保管 してください。
- ・太枠内は変更の有無に関わらず全て 記入してください。書き損じの場合 は、二重線で訂正ください。

記入日をご記入ください。

「積立手帳」をご覧いただき、<u>積立組合番号(3で始まる6桁の番号)</u>をご記入ください。

積立組合名称に変更がない場合は「変更なし」にチェックを入れ、「登録済の情報」欄に積立組合名称を記入ください。積立組合名称に変更がある場合は「変更あり」にチェックを入れ、「登録済の情報」欄に変更前の積立組合名称を、「変更後」欄に変更後の積立組合名称を記入ください。フリガナも必ず記入ください。

積立組合所在地に変更がない場合は「変更なし」にチェックを入れてください。積立組合所在地の記入は不要です。積立組合所在地に変更がある場合は「変更あり」にチェックを入れ、変更後の積立組合所在地を記入ください。



※この書類のほか、ご提出いただく書類等は25-28ページをご覧ください。

管理組合が法人登記されている場合は「有」、法人登記されていない場合は「無」に〇をつけてください。

代表者氏名・住所等に変更がない場合は「変更なし」にチェックを入れ、登録されている代表 者氏名・住所等を記入ください。代表者氏名・住所等に変更がある場合は「変更あり」にチェックを入れ、変更後の代表者氏名・住所等を記入ください。代表者氏名のフリガナも必ず記入ください。

届出印に**変更がない場合**は「変更なし」にチェックを入れてください。届出印の押印は不要です。届出印に**変更がある場合**は「変更あり」にチェックを入れ、変更前の届出印及び変更後の 届出印の両方を押印ください。

①会計担当役員等の連絡先又は②管理会社等の連絡先の<u>どちらにも変更がない場合は「変更なし」にチェックを入れてください。連絡先の記入は不要</u>です。①会計担当役員等の連絡先又は②管理会社等の連絡先の**いずれかに変更がある場合**は「変更あり」にチェックを入れ、変更の有無にかかわらず①会計担当役員等の連絡先及び②管理会社等の連絡先の全ての項目を記入ください。①会計担当役員等の連絡先について、会計担当役員がいない場合は、会計担当以外の役員の方を記入ください。②管理会社等の連絡先について、自主管理組合の場合は管理会社名及び住所のみの記入で構いません。

【代表者以外の連絡先へのご連絡】

債券の買入(中途換金)の請求の際に、①会計担当役員等の連絡先に対し、機構(住宅債券事務センター)から電話で買入請求の意思確認をさせていただきます。代表者の方がご不在等の緊急連絡先として、②管理会社等の連絡先にご連絡する場合がございます。

なお、代表者以外の連絡先として登録された方に、積立内容等を確認させていただくことがあります。

元利金自動振込先口座に**変更がない場合**は「変更なし」にチェックを入れてください。元利金自動振込先口座の記入及び届出印の押印は不要です。元利金自動振込先口座に**変更がある場合**は「変更あり」にチェックを入れ、変更後の元利金自動振込先口座を記入し、届出印を押印ください。記入の際は、利息、償還金及び買入代金のお受取に使用される口座の情報を正確に記入ください(口座名義(フリガナを含みます。)は省略せずに記入ください。)。

- 元利金自動振込口座について -

- ご指定いただく□座は、修繕積立金の管理のための□座で、下記の条件を全て満たす□座としてください。
- ○積立組合自身の預金□座で、かつ、□座名義が管理規約に定められた積立組合の名称と同一であるもの
- ○普通預金又は当座預金(定期預金、金銭信託等は指定できません。)
- ○銀行のほか、信金、信組、農協、漁協、労金、ゆうちょ銀行等の国内店舗の□座(証券会社及び保険会社 の□座は指定できません。)

届出印

即

は必要ありませ けしましては一

中途換金(買入請求)をする時

倩券買入請求書

※複数の手帳を保有している場合 は、積立手帳ごとに作成してく ださい。

積立組合の名称・所在地をご記入ください。

代表者の方の氏名を**自署**してください(ゴム印 不可)。

会計担当役員等の方の氏名・連絡先を必ずご 記入ください。機構住宅債券事務センターよ り中途換金の意思確認をさせていただきます。 なお、意思確認がとれ次第、中途換金の手続 を進めさせていただきます(中途換金の意思 確認ができない場合は、中途換金の代金及び 経過利息をお支払できませんのでご了承くだ さい。)。日中ご連絡のとれる連絡先をご記入 ください。

- ・購入した債券全てについて中途換金をご希 望する場合は「1」に○をつけてください。 また、今後も継続して購入することを希 望する場合は「今後の積立継続を【希望す る】」に、希望しない場合は「今後の積立継 続を【希望しない】」に○をつけてください。
- ・購入した債券の一部について中途換金をご 希望される場合は「2」に○をつけてくだ さい。

また、中途換金をご希望する□数及び金 額をご記入ください(1口は50万円(2002 年度以前の購入開始分は1口100万円)で、 □数単位のご希望としてください。)。

※太枠の中を自署にて記入・押印し、1枚目・2枚目をみずほ銀行(事務)

住宅金融支援機構「マ 债券買入請求

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

私どもマンション管理組合が積み立てている「マンションす (申 請 者)

積立組合	名	称		後	楽コー	ーポ管	理組織	
組合	所名	主地	Ŧ	000-0	0000	東京	都文京	区後楽
代表者氏名 (自署)				後	楽	太	郎	
会計担当役員 等 の 連 絡 先				員等氏名	(フリガ : 石	t) ()()()()()()()()()()()()()()()()()()(oo 花	000

- (注1)「積立手帳番号」欄には、買入請求する積立手帳番号 帳番号ごとに作成してください。
- (注2)「名称」・「所在地」、「代表者氏名」欄には、現在届 ご記入ください。なお、代表者氏名に変更がある場 手続が必要です。
- (注3)「届出印」欄には、お届け印を押印してください。
- (注4)「会計担当役員等の連絡先」欄には、現在の会計担当 機構より買入請求の意思確認をさせていただくとと いただきます。

(買入請求の内容) 選択する番号、内容に〇をご記入の

	1. 全部(今後の積立継続を 希	望す
	※1・この欄にご記入されてし	
	- 10 回の積立てを完了又	は積立
買入請求額	②. 一部 (10 口	5C
	※2・1口から買入可能です。	
	1口あたりの金額は、利	責立手
	(積立手帳番号(10桁)	の下2
	1 共用部分の修繕工事費用に充	てる。
買入れの理由	2. 共用部分の修繕工事に係る借	入金(
	3. その他〔	

- (注1) 最新の「残高証明書」、「買入計算書」で現在の残高 (注2) 買入請求額欄で「2.一部」を選択された場合、積
- (注3) 以下の債券は、買入消却の対象となりません。
 - ・発行から2か月以内の債券(第2回~第10回の積 ・買入代金の支払日が満期償還月と同じ月(発行か

【本請求書ご提出にあたって】

- 買入請求のお手続には、本請求書のほかに、「積立手帳」(・積立組合の名称と積立手帳番号はお客さまを特定する大切
- 間違えのないよう特にご注意ください。
- ・買入代金は、ご指定いただいている「元利金自動振込先口・本請求書と「積立手帳」を1日から15日(消印有効)までに までにみずほ銀行に到着し、内容に不備がなく、機構により 日に当たる場合は前営業日)にお振込みします。意思確認後 ください。
- ・「元利金自動振込先口座」に変更がある場合は、「登録内容 出願います。このお手続が買入請求と同時にされなかった 送金に係る組戻・振込手数料をいただくことがあります。

(金融機関使用欄)

※この書類のほか、積立手帳(原本)が必要となります。詳しくは20ページをご覧ください。

①(みずほ銀行送付用) 受託銀行)あて送付してください。 ンションすまい・る債」 え (中途換金) 西暦 0000 年 00 月 00 日 まい・る債」の買入消却を、下記の内容のとおり請求します。 積立手帳 00000-番号 届 0-0-0出 印 囙 ※日中に連絡がとれる左記役員等の方の連絡先をご記入ください。 TEL(00)-(0000)-(0000) をご記入ください。複数の積立手帳にわたる場合は、積立手 ナ出られている内容を最新の「残高証明書」等でご確認の上、 合には、変更後の内容でご記入ください。別途、代表者変更 4役員など、理事長以外の役員等氏名を必ずご記入ください。 もに、今回ご記入いただいた連絡先に登録内容を更新させて 上、必要項目をご記入ください。 る • 希望しない) **1 場合は、積立継続希望とさせていただきます。 でを中止している場合は、「希望しない」に〇を付けてください。 万円)*2 < 帳番号により異なりますので、ご注意ください。 桁が11→1口100万円、12→1口50万円) の返済に充てる。 〕(例:管理組合が解散する。) をご確認の上、買入請求額欄に必要事項をご記入ください。 み立てた時期の古い順に債券を買入消却します。 立て) ら10年後の2月)となる債券 りご提出が必要です。]な項目ですので、積立手帳と照合し、省略、記入もれ、お 座」に振込みます。 -送付し、かつ、20日(銀行休業日に当たる場合は前営業日) る買入請求の意思確認がとれたものは、翌月 10 日(銀行休業 に発送する買入計算書にて、買入内容と振込予定日をご確認 『の変更届出書(元利金自動振込依頼書兼用)」を併せてご提

:場合には、買入代金の振込みが遅れたり、送金戻り及び再

権限者 | 精 査 | 担当者 | 照 合

●書き損じの場合は、訂正箇所に届出印を 押印ください。

記入日をご記入ください。

「積立手帳」をご覧いただき、「積立手帳 番号」をご記入ください。

届出印を**鮮明**に押印ください。

- ※この記入例は、2003年度以降の購入開 始分(1□50万円単位)の場合です。 2002年度以前の購入開始分は1□100 万円単位でご記入ください。
- ※1口あたりの金額は 積立手帳番号(10桁)の下2桁が 11→1□100万円

12→1 □50万円

「買入れの理由」の該当する番号に○を つけてください。なお、「3. その他」 に○をつけた場合は、具体的な理由を括 弧内にご記入ください。

ご記入いただきましたら、1枚目と2枚目を「積立 手帳」と一緒にみずほ銀行宛て、ご返送ください。 ※3枚目は積立組合控となっていますので送付不要 です。「積立手帳」とともに、大切に保管してく

MEMO	
	_

M	EMO

マンションすまい・る債に関するお問合せ先

【「マンションすまい・る債」の購入に関するお問合せに当たってのご注意】

積立金振込期間後の手続には一切応じられませんので、ご注意願います。

なお、積立用書類の到着確認に関するお問合せには応じかねます。期限には余裕をもってご送付くださいますよう、お願いします。

マンションすまい・る債の募集内容や残高証明書の内容に関するお問合せ先

住宅金融支援機構お客さまコールセンター 住宅債券専用ダイヤル

0120-0860-23

※このしおりでは、『住宅債券専用ダイヤル』と記載しています。

- ●営業時間 9:00~17:00 (土日、祝日、年末年始は休業)
- ●国際電話等でご利用いただけない場合は、次の番号におかけください(通話料金がかかります。)。

電話:048-615-2323

- ●月曜日や祝日明けはお電話が混み合って、つながりにくい場合がありますのでご了承くだ さい。
- ●お電話の内容は、相談サービスの質の向上と内容を正確に承るため、録音させていただい ております。
- ●お電話がつながると自動音声が流れますので、「1」を押してください。ご案内の途中で押していただいてもおつなぎすることができます(ダイヤル回線の方は、「*」ボタンや「#」ボタン等を押してプッシュトーンに切り替えてください。)。
- 購入開始後の残高などの照会につきましては、お客さま情報保護の観点から、<u>登録いただいている積立組合の代表者の方(理事長等)及び委託を受けている管理会社の方に限り回答しています。</u>このため、電話照会時に、積立手帳番号、積立組合名や代表者の方の氏名など(このほか、委託を受けている管理会社の方には管理会社名など)あらかじめ登録いただいた積立内容のわかる事項等の確認をさせていただいております。この確認ができない場合、ご照会にお答えできませんので、ご了承ください。

マンションすまい・る債の積立用書類の返送先・積立手続事務の取扱いに関するお問合せ

みずほ銀行 資本市場部業務第二チーム(事務受託銀行)

〒100-8241 東京都千代田区丸の内 1 - 3 - 3 みずほ丸の内タワー **TEL: 03-5252-6017** ※このしおりでは、「みずほ銀行」と記載しています。

住宅金融支援機構ホームページ(マンション管理組合のお客さま向けページ)

https://www.jhf.go.jp/loan/kanri/smile/index.html

※「マンションすまい・る債」の最新情報や各種手続をご覧いただけるほか、変更届等の書式が ダウンロードできます。



